
令和5年大和町議会12月定例会議会議録

令和5年12月5日（火曜日）

応招議員（16名）

2番	児玉金兵衛君	10番	渡辺良雄君
3番	佐々木久夫君	11番	千坂裕春君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	門間浩宇君

出席議員（16名）

2番	児玉金兵衛君	10番	渡辺良雄君
3番	佐々木久夫君	11番	千坂裕春君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	馬場良勝君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	門間浩宇君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総務課長兼 危機対策室長	千 葉 正 義 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	野 田 実 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会計管理者 兼会計課長	菊 地 康 弘 君
税務課長兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	教育総務課長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子ども家庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次長兼議事 庶務係長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (門間浩宇君)

皆さん、おはようございます。

時間前ではありますが、皆さんおそろいですので始めさせていただきますよろしいでしょうか。

それでは、本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (門間浩宇君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番渡辺良雄君、11番千坂裕春君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (門間浩宇君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

6番犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

おはようございます。

本日のトップバッターで一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、プレコンセプションケアについての質問をさせていただきます。

令和3年2月9日に閣議決定された成育医療等基本方針において「プレコンセプションケア」(女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組をいいますが)、これに関する体制が整備されました。男女を問わず、健診等を通じ、

将来の妊娠のための健康管理に関する情報が必要であります。特に、若年女性のやせは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等の関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて相談の場や支援が必要であると考え、以下の点についてお伺いいたします。

1) 国立成育医療研究センターが展開しているプレコンセプションケアを自身で確かめることができるチェックシートを活用している自治体が増えていることから、本町でも同様に活用してはいかがでしょうか。

2) 将来の妊娠に備えて体の状態を調べる検査費用の助成を行っている自治体が増えていることから、本町でも同様に助成してはいかがでしょうか。

3) 学校におけるプレコンセプションケアの視点を取り入れた健康教育が必要ではないでしょうか。

議 長 (門間浩宇君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

おはようございます。本日もよろしくお伺いいたします。

それでは、犬飼克子議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご質問の「プレコンセプションケア」とは、「妊娠前からの健康管理」を意味するもので、2012年にWHOにおいて「妊娠前の女性とカップルに医学的、行動学的、社会的な保健介入を行うこと」と定義されているものでございます。また、若い年代のうちから男女を問わず将来の妊娠も含めたライフプランを考え、日々の生活や心身の健康に向き合い健康管理を促すことで、長期的な自分自身の健康状態の改善、ひいてはその先の未来の子供たちの健康にもつながることを目的としているものであります。

それでは、1 要旨目の「プレコンセプションケアを自身で確かめることができるチェックシートを本町でも活用しては」についてであります。

若いうちから将来の妊娠や出産も含めて自分のライフプランを意識することは、自らが望む将来を実現する上でとても大切なことでもあります。また、妊娠、出産には身体的に望ましいとされる時期があり、妊娠前から自身の健康状態やリスク因子を把握し、早めに必要なケアに努め、健康を維持することも大事なことでもあります。犬飼議員のご質問にあります国立成育医療研究センターが作成した「プレコンセプションケ

ア・チェックシート」は女性用と男性用が作成されており、男女共通のチェック項目として、「バランスのよい食事」、「適正体重の維持」、「禁煙」、「適度な飲酒」、「ストレスをためない」、「感染症の予防」、そして「将来の妊娠、出産を考えること」など、健康維持のための基本的な項目が示されています。女性用チェックシートには、それらに加え、必要な栄養素として「葉酸の摂取」、「歯の健康」、「かかりつけの婦人科を持つこと」など、将来の妊娠も意識したチェック項目が設けられており、未来の家族のためにできることから始め、健康への意識を高めながら一つずつ項目を増やしていくことを狙いとしているものでございます。

町では「健康たいわ21プラン」において、子供のうちから健康づくりを大切にし、ライフステージに応じた健康づくりの社会環境を整えることを視点に置いた取組を行っており、「若いうちから運動習慣を持つこと」、「適正体重の維持」、「アルコールとの付き合い方」、「たばこの害から身を守ることなど」、チェックシートの項目と同様の重点項目を掲げ、家庭や地域、学校などとも連携をしながら町民一人一人の健康づくりの実践を推進しております。

一方で、「健康たいわ21プラン」を進めている中では、高校生以上の若い年代に対する健康意識を高めるための取組が課題になっているところでもあります。ご質問にもありますチェックシートにつきましては、プレコンセプションケアの目的である、若いうちから将来を見据えた自分自身の健康管理を意識づけ、必要な知識を身につけていただくことのきっかけとして有効であると考えますので、20歳を対象として実施している子宮頸がん検診の案内と合わせた配布やホームページ上での掲示など、プレコンセプションケアの啓発に資する活用方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、2要旨目の「将来の妊娠に備えて体の状態を調べる検査費用の助成」についてでございます。

医療機関におけますプレコンセプションケアのための診察、検査は、生活習慣や栄養状態、既往歴などに関するカウンセリングと慢性疾患や感染症の検査、妊娠に関わる専門的な検査などが行われておりますが、これらは医療保険の適用外であることから全額が自費となるものであります。検査費用は検査内容により異なりますが、高いところでは3万円程度と高額であり、この検査費用に対する助成につきましては県外の自治体において事例がございますが、まだまだ実績が少ない状況であります。このことから、町としては、若い方のみならず幅広い世代の方々に妊娠、出産、心と体の健康に目を向けていただけるよう、ホームページ等を通じてプレコンセプションケアの考え方や関連情報を発信し広く啓発を図るほか、若い年代も対象となるがん検診な

どの検診受診率の向上に努め、妊娠に備えた検診費用の助成につきましては、他の自治体の取組状況を注視してまいりたいと考えております。

最後に、3要旨目の「学校におけるプレコンセプションケアの支援を取り入れた健康教育が必要」についてお答えをさせていただきます。

義務教育課程におきましては、基礎的な知能及び技能の学習のほかにプレコンセプションケアのような将来の家庭教育、家庭生活を営む上での命の大切さや心身の健康についての健康教育は非常に重要であると認識しております。また、中学校におきましては、保健体育の授業で「体の発達」、「心の発達」及び「心と体の関わり」といった単元で授業を行い、道徳の時間では生命の尊重、家族の健康などの授業も行っているところでございます。プレコンセプションケアのチェックシートを参考にしますと、学校で行っている保健体育の指導内容と多くが関連しておりますので、今後も文部科学省の学習指導要領を踏まえ健康教育を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

議長 （門間浩宇君）

犬飼克子さん。

6番 （犬飼克子君）

プレコンセプションケアという言葉聞き慣れない方も多いと思います。若い世代の女性はもとよりカップルに対するヘルスケアで、適切な時期に適切な妊娠・出産に関して知識を提供して健康の意識を高める取組であります。厚生労働省が2022年の人口動態統計を発表しましたが、国内の出生数が統計以来初めて80万人を切ったという報道がありました。妊娠や出産を希望する方に将来の展望を描ける施策の充実が急務と言える現在であります。このプレコンセプションケアに重点を置くことは、少子化対策への布石を打つことにもつながるのではないかと考えます。このプレコンセプションケア、ちょっと言いづらいんですけども、直訳するとプレとは何々の前の、また、コンセプションケアとは新しい命を授かるという意味でありまして、これは妊娠前からの健康づくりを意味しますが、妊娠したい人だけのものと思っているのではないかと思います。このプレコンセプションケアは、若いうちから妊娠・出産を含めた将来のライフプランを考えて自分の生活に向き合い健康を維持していくためのものでありまして、男女を問わず若い世代に知ってほしい言葉であります。大変失礼ではございますが、町長はこのプレコンセプションケアのご認識はあったかどうかお聞き

したいと思います。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)
犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきます。
言葉のみは正直聞いたことはございましたが、今回ご質問をいただきまして、内容等に関して改めて調査をさせていただきました。男女を問わず、まずは100歳までの人生をどうデザインしていくのかというところがベースにある計画で、意味のあるものだというので改めて勉強させていただいております。よろしく願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
やはりまだまだプレコンセプションケアが周知されていないというのが現状であると思います。今、町長の答弁にもありましたが、人生100年時代がもうすぐやってまいります。健康は年を取ってから気をつけるものではなくて、若い時代からのよい健康生活の積み重ねで培われていくものだと思います。そのための国立成育医療研究センターによるプレコンセプションケアのチェックシートがあります。ご答弁にもありましたように、バランスのよい食事を取り適正体重をキープするとか、禁煙とか、過度の飲酒は控える、あと生活習慣病やがんのチェックをするとか、男女を問わずこのチェックシートの活用ができます。ホームページから国立成育医療研究センターのサイトにつながるように多くの自治体で取り上げております。答弁に活用を検討するとありますが、前向きに大和町のホームページにも国立成育医療研究センターのサイトのリンクを貼って活用してはいかがかと考えますが、この点はいかががでしょうか。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

こちらの利用というところでありましたけれども、ただいまホームページの切替え等を検討してございます。近隣の市町村でも、富谷市あたりもリンクを貼られているページがあるようであります。ホームページの刷新に際して、プレコンセプションケアの主な内容でありますとか、あと必要なチェックシートのリンクであるとかそういったものを、準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

犬飼克子さん。

6番（犬飼克子君）

準備を進めるということで、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。富谷市でも調べたらやはり既に市のホームページにリンクを貼っておりまして、国立医療センターと、あと厚生労働省のリンクを貼っておりますので、ぜひ切替えのときに進めていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。パソコンのできる人ならばすぐにでも貼りつけすることができると思いますので、ぜひこの辺を早急をお願いしたいと思います。

次に、2要旨目の検査費用の助成をに移らせていただきます。

県外では一部の自治体で検査費用を助成しているので研究していきたいという、他の自治体の取組状況を注視してまいりたいというご答弁でありましたが、愛媛県の松山市では、女性の出産年齢が高齢化する中、将来の妊娠に備えて卵子の数など体の状態を調べる検査について、今年の8月から3万円を上限に検査費用の助成を始めております。プレコンチェックと呼ばれる検査だそうで、将来の妊娠に備えて体の状態を調べる検査で、年齢とともに減っていく卵子が卵巣にどの程度残っているか血液検査で調べることができるんだそうです。また、超音波検査などで子宮や卵巣に病気がないかどうか調べたりすることができるそうでもあります。検査は産婦人科で行いますが、一般的な検査費用が2万円から4万円と高額であるため、松山市では8月から3万円を上限に費用の助成を始めております。対象は松山市に住む18歳以上30歳未満の女性であるそうで、検査の後、松山保健所に必要な書類を提出すれば、1回に限って助成を受けることができるそうでもあります。国の調査によりますと女性が第1子を出産する平均年齢は30.9歳と、記録が残る中で最も高齢と今はなっているそうでもあります。松山市でも35歳以上で出産する女性が増えているということでもあります。大和町におきましてもやはりそういう方が多いのではないかと思います。松山保健所では、

将来安心して妊娠や出産に臨めるように検査を活用してほしいと言っているそうであり、大和町でも出産数がたしか200を切っていたと思います。このような取組が本町でも必要と考えますが、町長はどのようにお考えかご所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの犬飼議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、町民の皆様健康にお過ごしいただくのは非常に重要なことであるとももちろん認識をしております、「健康たいわ21」を通じて様々健康診断、がん検診等の普及・啓発に努めさせていただいているところではありますが、来年度に向けてというところでいきますと、限られた財政予算の中、他市町村との健康診断の国民健康保険加入者の方々のがん保険の無料の検査範囲が違っていたりですとか、あと社会保険の自己負担率が違う部分がある中、もう少し全体的な健康診断の率を上げたいということから見直しを図らせていただくということで考えてございます。その後、確かに少子化の対策というところにもつながるのかも分かりませんが、第1子を持たれる、出産をなされる女性の年齢が上がっていているという部分、確かに気になる部分でもあります、全体的な予算のバランスも見ながら、今伺った愛媛県松山市の血液検査による検査の普及の状況であるとか、その効果等も見極めながら、もう少しお時間をいただきながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

がん検診も大事なので、若い人の出産も大事なので、全体的な見直しの中で限られた財政、重々存じておりますが、ぜひ前向きな検討を進めていただければという思いで質問をさせていただいております。

3 要旨目の学校におけるプレコンセプションケアの支援を取り入れた健康教育の必要性についてに移らせていただきます。

成育医療等基本方針において、男女を問わず相談支援や健診等を通じて将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備をこの成育医療基本方針において図られておりますが、学童期、思春期は、生涯を通じた健康に関する正しい知識を身につける重要な時期であります。学校教育にもプレコンセプションケアの視点を取り入れた健康教育を実施して、子供の頃から自分の体や心の健康、ライフプランについて考えるきっかけになるよう取り組むべきと考えます。中学校におきましても保健体育の授業とか、あと道德の時間とか、あと学習指導要領を踏まえて健康教育を進めていくというお話でありました。今やSNSの普及によって性に関する様々な情報があります。男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけることが大事だと思います。なかなか性教育というのが、私たちの時代も男女別に分けられての性教育でありました。オープンにしていって、しっかりと正しい知識を身につけるということをしていかなければ、性教育が、何でしよう、こそこそと学んで、本当になかなか正しい教育が身につけていないというのは正直なところで、子供にいろんなことを聞かれてもなかなか答えられないという、そういう親御さんもいらっしゃると思います。健康管理を促すプレコンセプションケアを推進するために、体や性、また妊娠などに関する正しい情報や相談窓口を紹介する若者向けの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」というのが厚生労働省から公開されております。大和町のホームページにリンクを貼ってぜひこのスマート保健相談室のサイトにアクセスできるようにすべきと考えますが、この辺はいかがでしょうか。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいま犬飼議員から再質問をいただいた内容に関しましてお答えをさせていただきます。

こども家庭庁でも、議員ご指摘のとおり、なかなか相談がしづらい児童向けにスマートフォンを使った相談窓口が公開され、連絡いただいていることを確認をしてございます。今のデジタルネイティブの中学生なり高校生なり若い方々にとっては有効な情報入手サイトとなるであろうと思いますので、ホームページの改修に向けましてリンクを貼る等をしながら周知徹底できるよう努めてまいりたいと思います。よろしく

お願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

ぜひホームページ改修のときにスマート保健相談室もリンクに貼り付けていただきたいと思います。名取市では既にサイトにアクセスできるようになっておりまして、厚生労働省の若者向けの性や妊娠などの健康相談支援サイトができているそうです。ぜひこれも進めていただきたいと思います。

それで、今回の1要旨、2要旨、3要旨目の総括として、プレコンセプションケアの周知についてホームページへの掲載、またリーフレットの配布、また20歳の成人式の時ですか、このときにも配布していきたいというお話がありました。女性の健康週間というのが毎年3月1日から3月8日まで定められております。ぜひホームページとリーフレットの配布とともに女性の健康週間の活用も、本町でも、ぜひこれもホームページに付け加えていただいて広く周知を図るべきと考えますが、この辺も町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

女性の健康に関する総括したご意見ということでございました。

皆さんにそれぞれの100年のライフサイクル計画を立てていただいた中で、ぜひ計画的に健康寿命を延ばしていただいて、望まれた幸せな家庭環境をつくっていただけるようにというところも踏まえて、我々男性側も女性の身になって考えなきゃいけない時代、そういう大事な時代なんだというのを改めて確認をしております。ぜひ、成人式もそうでありましょうし、いろんな場でこういった内容を周知をさせていただいて、少子化対策となるような元気なお子様方が本町で生まれていただけるよう、なおかつ成長していただけるような、そんなまちづくりをさせていただけるよう努めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

2 件目の南川ダム周辺のさらなる整備をに移らせていただきます。

南川ダム周辺は、家族連れや職場の同僚など多くの人たちがキャンプやバーベキューなどでにぎわっております。特にせせらぎ公園は子供連れの方々が多く利用されております。

しかし、駐車場のスペースが少ないために帰ってしまう方も多くいらっしゃいます。町内外の誘客強化へ、来客者の視点に立ち、消費動向を的確に捉えたまちづくりが重要と考えますが、以下の点についてお伺いいたします。

1) せせらぎ公園の駐車場の整備と拡張を求める声がありますが、進めてはいかがでしょうか。

2) 「星空サブローパーク」の利用が好評であります。誘客強化へさらなるキャンプ場の整備を進めてはいかがでしょうか。

3) 南川ダムに架かる橋に自転車専用レーン（ピクトグラム）を設置しておりますが、地域住民の安全と利用者の安全と双方を考慮したさらなる自転車専用レーン（ピクトグラム）が必要ではないでしょうか。

議 長 （門間浩宇君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、犬飼議員の「南川ダム周辺のさらなる整備を」についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町の観光につきましては、本町の強みである豊かな自然環境を生かした体験型の観光を推進しており、その拠点である南川ダム周辺の整備につきましては、令和3年度、レンタサイクル、「サブちやり」の導入、令和4年度、四十八滝運動公園オートキャンプ場「星空サブローパーク」を整備、また、本年度におきましてもレンタサイクル用電気自転車2台増台や四十八滝運動公園内に幼児用の遊具を設置するなど、順次、整備を進めております。

初めに、「せせらぎ公園の駐車場の整備と拡張を求める声があるが進めては」につ

いてでございますけれども、同公園の東側にある既存の駐車場につきましては、狭小であることから河川管理者である仙台土木事務所と協議を行っておりますが、河川敷の扱いから駐車場を拡張することは困難であるとの回答を得ているところでございます。しかしながら、議員のご質問のとおり、同公園の利用者は、特に夏場になると子連れの家族が多く、既存の駐車が満車の場合、花野果ひろば七ツ森の駐車場をご利用いただいているところでありますが、同駐車場からでは遠く、徒歩での移動に不便をおかけしているところです。また、その不便さから一部の利用者が同公園の進入路及びその周辺に駐停車することで通行の妨げとなり周辺道路等の渋滞を招いていることから、警察署と連携してパトロールや注意喚起の立て看板を設置し対応しております。このことを踏まえまして、新たな駐車場整備を早急に進めるべく関係機関と協議を行っているところでございます。今後、駐車場予定地の選定に当たっては民有地等の取得も考えられますことから、トイレ等の整備も含め慎重に進めてまいります。

次に、「星空サブローパークの利用が好評であるが、誘客強化へさらなるキャンプ場の整備を進めては」についてお答えをさせていただきます。

同キャンプ場につきましては、本年4月22日から貸出しを行い、10月末現在で659名の方にご利用いただいております。利用者から区画が広く景観がとてもよいなど好評を得ているところです。その反面、既存のトイレまでが遠く、特に夜間など不便な点が残念であるとの意見をいただいているのも事実でございます。ご質問のさらなるキャンプ場の整備でございますが、本年度におきまして利用者の方々のご意見等を踏まえ、キャンプ場の利便性を考慮しまして、令和5年度、四十八滝運動公園新設トイレ実施設計業務の成果に基づきまして、今定例会中にトイレ新設工事に係る予算措置をお願いする予定でございます。また、今後予定をしている利用者を増加させるための取組としまして、レンタサイクルや周辺観光施設と連動・連携したサービスを考えており、その後の実績や今後の観光ニーズを的確に捉え、オートキャンプ場増設等の整備を進めてまいります。

最後に、「さらなる自転車専用レーン（ピクトグラム）が必要では」についてであります。

自転車ピクトグラムは「自転車ナビマーク・自転車ナビライン」とも呼ばれておりまして、道路の左側に青または白色の矢羽根マークを標示いたしまして、道路交通法上に記載されております自転車の通行方法（左側通行）につきまして、自転車運転者及び自動車ドライバーに分かりやすく周知をし、安全運転の実行性をより高めるものとなっております。

このことから、南川ダム湖畔周辺につきましては、令和4年度におきまして、「サブチャリ」利用者が多く通行する七ツ森大橋延長284メートル区間につきましては、自転車ナビマーク2か所、自転車ナビライン、（矢羽根マーク）20か所の表示を行ったものであります。今後につきましても「サブチャリ」自転車や一般自転車利用者の利用区間を把握をしながら自転車ピクトグラム、「自転車ナビマーク・ナビライン」の表示について進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

議 長 （門間浩宇君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

このせせらぎ公園は、本当に町内外の方々から大変人気があります。小さい子供たちが本当に安心して遊べるということと、若い世代からおじいさんおばあさんまで孫と一緒に安全な水遊びができるということで、楽しんでいる方が多くいらっしゃいます。また、地域の人たちからも声が聞こえるんですが、本当に我が家の孫たちもせせらぎ公園が大好きで、ただ、やはりご答弁にありましたように駐車場の拡張が利用者の人たちからの課題であります。ぜひ早急な今年の夏までの拡張を望むところでありますが、具体的な計画はどのように、まだこれからの段階であると思っておりますが、もし町長のご決意があれば、お聞かせ願えればと思います。

議 長 （門間浩宇君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

駐車場の整備というところではありますが、先ほども申し上げましたとおり、今定例会議中に実施設計の予算措置をお願いをさせていただくものでございます。まずは実施設計をした中でどのぐらいの期間を要するのかという部分含めての……ごめんなさい。すみません。失礼しました。これからであります、早期にできるよう努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議 長 （門間浩宇君）
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

トイレはとても大事だと思います。福島に防火クラブで研修に行ったときに、途中の道の駅で1億円のトイレ、場所、何というところだか忘れてしまったんですけども、1億円で建設したトイレがあって、すごく立派で、ドアのところに陶器でつくった、それが一つ一つのトイレに貼ってありました。小学生の遠足の見学のコースにもなっているのか、小学生の男子も、よくないことですが、女子用のトイレに見学に来ておりました。それだけトイレにお金をかけるということはとても大事だと思いますので、ぜひ。それから何でしょう、財政もあると思いますが、見学のコースになるぐらいの立派なトイレだったらとても皆さん喜ぶと思いますので、ぜひ進めていただければいいと思います。

本題に戻りますが、知り合いの同年代の方ですが、孫とせせらぎ公園に行くのに友達と連絡を取り合って、今日は混んでたよとか、車を置くところがあったとかなかったとか、本当に連絡を取り合ってせせらぎ公園に行くというお話を聞きます。こんなにたくさんの人たちに期待されているせせらぎ公園なので、ぜひ性急に土地の獲得とともに駐車場の早期の拡充を望むところではありますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (門間浩宇君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

先ほど回答がばらばらになってしましまして申し訳ございません。場所の選定がまず第一でありまして、その後、民有地の取得というところも考えられているところでございます。多くの方々にせせらぎ公園に安全にお越しいただけるよう、早期に駐車場整備ができますよう努めてまいりますので、具体にはもう少しお時間をいただいた後、ご提示をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

2 要旨目の星空サブローパークの整備についてでございます。

4月から貸出しを行って、半年で659名の方にご利用いただいていると、利用者から区画が広くて景観がとてもよいなど本当に好評を得ているというご答弁でありました。今はキャンプが本当にブームで、一人キャンプとか、家族連れとか、あと職場の同僚と一緒にいったという話をよく聞きます。町の都市計画マスタープランでも、西部地域で七ツ森及び南川ダムの周辺は仙台北部圏域における自然学習、レクリエーションの拠点として町内外から多くの人に利用されるよう公園やキャンプ場、自然遊歩道等の施設の整備、機能の拡充を図りますとありました。ぜひともこの好評なキャンプ場の整備を進めていただきたいと思います。ご答弁の中にもオートキャンプ場増設等の整備を進めていきたいという考えでございましたが、もしこの辺の今後の計画の何かあればお聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)
それでは、再質問にお答えをさせていただきます。
まず、オートキャンプ場なんでございますが、まずコンセプトが何もないキャンプ場というのがコンセプトでもありまして、そんな自然の中で何かを感じていただけるようなキャンプ場として整備をさせていただいております。開設当初、6月末のところまでは無料期間でもあって、かなり多くの方にいらしていただいた現状であったろうと思っております。先ほど観光地にもなるトイレの整備をしてはというお話もございましたが、コンセプトとはちょっと反する部分があるのかと思う部分と、あと、でき得れば集客ができるように様々、今後、子供向けの遊具等の整備にどちらかといえば予算をつけさせていただくよう努めさせていただきながら、予約状況、利用状況を見ながら、土地としてはまだ空いてございますので、利用状況を考えながら増設の方向性も検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 (門間浩宇君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
ぜひ町の土地の有効利用をしていただければと思います。今や冬場のキャンプもは

やっています。寒さ対策をすれば、冬は虫がいなくていいということで人気だそうでもあります。ぜひこれも進めていただければと思います。

3点目の自転車専用レーンのピクトグラムに移ります。

半導体の会社が来た暁には、雇用環境や住宅の整備とともに自然を満喫できる環境が本当に喜ばれると思います。安全に走行できる自転車専用道路の整備も早急に進めていただければという思いでおります。ご答弁の中に七ツ森大橋の延長284メートル区間について自転車ナビマーク2か所、自転車ナビライン、矢羽根マーク20か所の表示を行ったということですが、逆に何であそこの橋の上だけしかないのという疑問の声もあって、もう少し進めるのかと思ったんだけどもという声がありました。その辺の地域住民の方々の声も入れながらぜひこの辺も進めていただければと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (門間浩宇君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

確かに、まず七ツ森大橋の全長284メートル、あそこは一時的にやった内容でございまして、これから自転車で七ツ森ダムを周遊いただくコースになればという思いもありまして、予算の範囲の中で、細くなるかとは思いますが、場所の見極めをしながら、適宜、計画的に進めてまいりたいと思う中、どういったマークが費用的に安く、なおかつ目立つものなのかという部分、担当課でも他市町村のマークも見ながらただいま検討させていただいている最中でありますので、来年度以降も定期的に順次進めてまいりたいと考えてございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (門間浩宇君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

費用対効果を見ながら予算の範囲内でぜひ進めていただければと思います。

3点目に移らせていただきます。

3件目の「救急医療情報キットの導入を」であります。

高齢者の独り暮らしや高齢者世帯が増加する昨今、多くの自治体で救急医療情報キットの配布を行っております。自治体が定めたマーク入り容器に常時服用薬や持病及びかかりつけ医、保険証や診察券の写し、連絡先等の情報を入れ、冷蔵庫の中に保管して、さらに玄関ドアの内側と冷蔵庫ドアに自治体の定めた同様のステッカーを貼り、緊急時に救急隊員が駆けつけた際、速やかに適切な処置が可能となります。このようなキットを活用することで、高齢者が自宅で安心して生活していくことができます。本町においても高齢者等を対象に救急医療情報キットの早期導入をすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

犬飼勝子議員の「救急医療情報キットの導入を」に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

救急医療情報キットは、緊急時に必要な情報（持病の有無でありますとかかかりつけ医、緊急連絡先等の情報）を記入した用紙を、保険証の写しなどを入れたケースを冷蔵庫に保管をし、万が一に備えるものでございます。独り暮らしの高齢者や障害などの要援護者が救急車を呼んだときに救急隊や医療機関に医療情報を正確に伝えるためのもので、通称「命のバトン」と呼ばれております。1分1秒を争う救急の現場では、対象者の医療情報を把握することは大変有益であります。導入に向けましては高齢者等へ配布することになると思われませんが、本人情報シートの記載、特に飲んでい
る薬の種類、かかりつけ医の記入漏れがないようにするため、キットの説明や記入方法、設置する箇所の確認など、有効に活用していただくためにも関係機関と協議をしながら研究してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

関係機関と協議しながら研究してまいりたいと。研究というのは現状維持か前向きか、前向きと捉えて質問を進めさせていただきます。

大和町にも高齢者世帯とか、あと日中の高齢者がたくさんいらっしゃいます。このような方々の万が一の救急搬送は、高齢化社会でますます多くなっていくのではないかと思います。運ぶ際のこの救急医療情報キットはとても有効と考えます。この救急医療キットですが、実は大郷町でも来年度の当初予算に計上すると聞いております。既に栗原市と塩竈市では導入しております。救急隊員が情報を確認することで適切で迅速な処置が可能となり、緊急連絡先への連絡もスムーズに行えます。やはりこれは本当に大切ではないかと思います。研究ではなくぜひ前向きに進めてはいかがと思いますが、この点いかがでしょうか。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの前向きに進めてはというところでのご質問に関してご回答をさせていただきたいと思います。

まず、対象となる方をどのように決め、キットをどう配るのかというその次のところで、実際にどういった内容を記入いただいているのかと中身の確認等を含め、もちろん間違った内容が記載されていたりした状態では逆になる可能性もあることなどから、もう少し他市町村等でどのように運用されて、間違いがない運用をされているのかという部分を本当の意味で研究する必要があるというのが今の現状でございます。今、マイナンバーカードといろいろな保険証を一体化させる動きを国で取っている中、かかりつけ医の情報であるとか、病院から処方されている薬は何を飲まれているのか等、そういった中でも確認ができていく中、どのやり方が一番効率的で確実に間違いがなく伝わる情報なのかという部分、制度の過渡期でもあるというところから、まずは前向きに検討をさせていただきたい、研究させていただきたいと考えてございます。よろしくをお願いします。

議 長 （門間浩宇君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

ぜひ前向きなご検討をお願いしたいと思います。最近、救急搬送が増えていると聞

きますが、もし大和町におきましての救急搬送の状況が分かるようであれば、お示し
いただければと思います。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)
救急搬送の状況でございますが、10月末のところでの大和町の実績としまして、累
計で1,275件の出動がございました。
以上でございます。

議 長 (門間浩宇君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
私も大変失礼ですが調べさせていただきました。令和4年と5年を比較しますと今
年が増えております。令和4年10月末の累計が1,201件、今年が1,275件、74件増加し
ている状況であります。年々高齢者が増えておりますので、高齢者だけが救急搬送さ
れているということではないと思うんですが、やはり高齢になると様々な病気を発症
して救急搬送が増えているのではないかと思います。高齢の独り暮らしとか高齢世代
の方が増加する大和町で、ぜひこの安心して住み続けられる救急医療情報キットの導
入を早急に、先ほどマイナンバーカードとありましたが、マイナンバーカードを登録
していても、それがどこにしまっているか分からないという状況も考えられると思
います。冷蔵庫はどこの家庭にもあるので、そこに統一した内容のコメントを書けるよ
うにすれば、それを救急の方と連携をすれば混乱がなく進められるのではないかと思
いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)
失礼いたします。再質問にお答えをさせていただきます。

いずれにせよ書いたタイミングのその時点の病名であるとかお薬の情報というところになるかと思うんですが、もちろん症状によって薬の種類でありますとかメーカーでありますとか成分量でありますとか、いろいろ変わる可能性もある中、適宜きちんと更新もされていかないときちんとした運用にはならないのかという部分が危惧されるところでもありますので、繰り返しの答弁ということになりますが、近隣の大郷町でも実施をされるというお話でありましたので、実施をされた中の課題であるとか運用方法であるとか、そういったところをまずは、繰り返しのようになりますが研究をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
私も重ねてお話しさせていただきます。重ねての前向きな研究を進めていただくことをご期待申し上げまして質問を終わります。

議 長 (門間浩宇君)
以上で、犬飼克子さんの一般質問を終わります。
暫時休憩します。再開は午前11時5分といたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時04分 再 開

議 長 (門間浩宇君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
11番千坂裕春君。

11 番 (千坂裕春君)
通告に従いまして一般質問をさせていただきます。
1件目です。職場環境・職員待遇改善を。
町長就任のタイミングだからできること、議論できることを以下に町長にお尋ねし

ます。

1) 現在、庁舎増築検討委員会は中断されています。しかし、職員の昼食後の憩いの場、小休止の場不足、会議室不足、大量発送物作業場不足、税務課の近くにATMがあり不自由と考えております。また、増築する庁舎は災害対策本部を装備する計画でありました。議論を再開すべきと考えます。

2 要旨目、庁舎には喫煙所が2か所あります。しかし、現在では、公共の施設にはふさわしくないと考えております。また、喫煙後の職員がたばこ臭に対する配慮も必要ではないかと思われまます。多くの場合、家庭内でも好まれていないものでございます。廃止すべきではないかと考えております。

3 要旨、職員に課してある駐車料金月額800円を廃止すべきではないかと考えております。以前、前町長は適切な受益者負担と答弁されておりましたが、旧庁舎時代は一部の駐車場を賃貸借契約していた背景から徴収されていたのではないのでしょうか。

議 長 (門間浩宇君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、千坂裕春議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、「職場環境・職員待遇改善を」のご質問の中の1 要旨目、「庁舎増築の議論再開」についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

庁舎増築につきましては、令和元年度事業といたしまして「大和町役場庁舎増築工事基本計画」を策定し、令和2年12月に基本計画報告書を取りまとめ、令和3年3月定例会議に、全員協議会において議会報告したところでありまます。この計画につきましては、基本理念といたしまして、「町民の安全と安心を守り、人と環境に優しく、町民活動の拠点として町民に親しまれる庁舎」を掲げ、災害に強い防災拠点、機能性・効率性のよい庁舎、地球環境に優しい庁舎、町民全てに優しく気軽に訪れやすい庁舎、新たなまちづくりにつながる庁舎の5つの基本方針に基づき庁舎建設を目指しました。基本計画で示しました増築庁舎の概要は、増築部分の延べ床面積2,610平米、概算工事費約13億円となつたところでございます。その中には職員厚生室、会議室、作業スペース等を配置しているほか、庁舎建設時に配置されておりました交流ホールを再度利用可能な状況にするため、税務課の執務スペースを確保する内容となっております。さらには防災対策本部機能スペースの確保、1階に町民スペースの確保など、

町民に親しまれる庁舎を目指した必要な機能を配置したところでございます。基本計画を策定し、庁舎増築の実現に向けその財源等を検討していたところでありましたが、庁舎増築につきましては補助事業がないため、その全ての一般財源、起債で賄う必要がありますことから、町で計画しているほかの様々な大規模事業など、中長期的財政計画等との整合を図りながらその時期を見定めている状況であり、今後の各施設の長寿命化計画に基づく大規模改修等との時期を調整し実現できるよう、引き続き庁舎増築の実現時期を検討してまいります。

次に、2要旨目の「喫煙所の廃止」についてお答えをさせていただきます。

職場での喫煙につきましては、新庁舎建設に当たっても各種の議論を経て現在のような喫煙所の設置に至った経緯がございます。役場庁舎は「多数の方が利用する公共の空間」であり、来庁者の方を含め全面禁煙とする考えも当初はあり、議会、職員及び来客者等に対し協力を求めていくということもございました。しかし、一方で、嗜好品のためそれ自体を制限することは難しい状況にあることから、新庁舎に当たっては喫煙者、非喫煙者の両面から判断が必要であり、今後も喫煙コーナーや専用の喫煙室を設置するという検討も必要とされた経緯がございました。

令和元年7月に「望まない受動喫煙の防止」を図るため改正健康増進法が施行され、公共的施設敷地内は原則禁煙となったところでございます。ここでいう公共的施設は、多数の者が利用する施設等のうち学校・病院・児童福祉施設等、行政機関を第一種施設とされ、子供や患者等に特に配慮する必要があります。ただし、第一種施設においても、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所は喫煙場所を設置することができるという例外も設けられ、役場の喫煙所もその基準により現在の状況となっております。ただし、この喫煙所で喫煙することで受動喫煙を防ぐことができることとなりますが、喫煙後も一定時間は呼気に有害物質が含まれることが研究結果で示されており、受動喫煙によって非喫煙者もたばこの害を受けることになる場合もございます。このことは健康増進法で求めている国及び地方公共団体の責務、「望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める」ということに反しているとも考えられ、また、町は住民の健康増進のための仕事をしていることでもあり、相反するものでもあります。喫煙所で喫煙だけでなく情報交換や憩いの場としている人もいると考えられますが、法の趣旨を理解してもらい、協力を得ながら将来的に廃止していきたいと考えてございます。

最後に、「職員の駐車場利用料の廃止」に係るご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、職員に対して平成14年4月から駐車料金を負担してもらっております。ご質問のとおり、旧庁舎で執務を行っていた時期は町有地が周辺になく、個人の土地を借り上げ職員の駐車場を確保しており、その土地の賃借料を駐車可能台数で割り戻し、その2分の1を職員の駐車料金としておりました。現在の庁舎に移転した際には、新庁舎建設に当たり当初から職員駐車場も敷地内に確保することとしており、土地購入費及び駐車場整備費として建設費に付加されていること、駐車場の土地は公的なもので、その土地を個人が使っているということも考慮し費用負担を継続したところでございます。近隣の市町村でも職員から料金を徴収しているところ、徴収していないところ、両方ありまして判断が分かれるところでございますが、本町には軌道系の公共機関がなく通勤には自家用車によるところが大きいこともあり、仕事をするためには駐車場を提供することは必要であると思われまことから、料金を徴収しない方向で考えてまいりたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

ただいまの町長の答弁に基づきまして再質問を開始させていただきます。

まず、最初の質問でございますが、庁舎増築の時期は、今、町でやっている長寿命化とかそういった大規模改修を見ながら実施時期を検討してまいるという話で、まだ具体的な数字は見えていないところですが、私としては急ぐべきと考えます。町長も議員時代がありまして、議会事務局で議会で使う委員会室の空きを調整しながら会議室の予約をされている状況を町長はご存じかと思えますけれども、確認させていただきます。いかがですか。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

千坂議員の再質問にお答えをさせていただきます。

確かに委員会を開くのに、いろいろ委員会室の予約状況確認をしながら会議の予

約をしていたという時代であったと認識しております。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

やはり議会事務局というのは議員の仕事のためにそういった時間を費やすのであって、職員の会議室の予約を取るための機関じゃない。ちょっと厳しい言葉で言うとうるまいものです。そういったものを踏まえて、お金がかかることは十分承知であるが、町を運営していく場合、前町長はまちづくりに終わりが無いということをおっしゃっていました。その時代時代に、かけるときもあるし節約する時代もあって、今はかける時期かと思いますが、そういったものを踏まえてこの実施時期を明確にできているのか、まだぼんやりなのか、その確認だけさせていただきます。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

庁舎増築の時期に関する再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現状は正直ざっくりの状況でございます、ご承知のとおり令和7年度に大和町施行以来70周年の記念を迎えます。それに向けましてまほろばホールの長寿命化の改修工事及び総合運動公園の改修工事、こちらも行き長寿命化を図らなければならない時期に来ておる関係がございます。そういった意味で令和8年、9年度あたりまでは大規模施設の改修工事の計画が入っている関係上、補助金等を得られず一般財源で全て工事をしなきゃいけないという状況である中、令和9年なり10年、その辺りをめどに、どのような規模でどんな設備が本当に必要なのかという部分も再度見極めて検討してまいりたいと思っております、部材等、建設費用等の高騰もかなり大きい部分も正直ございます。今の庁舎のほうが、この現庁舎が建築工事、電気機械工事合わせまして13億9,000万円ほどで仕上がっているのに対して、前回、庁舎増築の検討をした段階では、増築部分でほぼ同じような金額というところもありますので、機能と建物と、どういう施設を入れていくのかというのを再度、議員の皆様方からも後押しをいただいたと

いうことで検討してまいり、その長寿命化の計画に合わせる形で工事なりできるよう検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 （門間浩宇君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

繰り返しになって申し訳ございません。先ほどは議会側からの何というか、問題点を提示させていただきましたけれども、職員のほうからの問題点を見ますと、私もサラリーマン時代にどうしても疲れたときというのは、昼休みのちょっとした睡眠で午後からも頑張れたという経験をしております。短い睡眠というのもすごく効果が絶大だということでは、やはりそういった職員たちの小休止する場が必要と感じております。以前質問したときには、長椅子があつて、その椅子で小休止できるという答弁があつたんですが、それでは足りないんじゃないかと感じておりますので、できるだけ早い時期に実施していただければと感じております。

2 要旨目に入ります。喫煙所の廃止の件であります、こちらも将来的には廃止ということで答弁ありましたが、これも具体的な計画的にスケジュールができていますのかお尋ねします。

議 長 （門間浩宇君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

喫煙所の廃止というところではありますが、本日、議会議員の皆様方にも方向性を示させていただいたわけでございます。同じく職員に、職員組合がない本町ではあるものの、職員の中に喫煙をされる職員がいる関係もあつて、今日初めて職員並びに議会に提示をさせていただいたということで、まず理解をいただければと思ひます。時期といたしましては、撤去費用等の捻出も一部必要になってくるかと思ひますので、来年度の年度替わりのところを目指して撤去できるようこれから進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (門間浩宇君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

かなり限られた方ではございますが、来庁者の方からも職員のたばこ臭がありましたと。苦情じゃなくてご意見というような意見として聞かせていただきましたけれども、実際にあった問題ということで町長の耳にお届けさせていただきます。

3 要旨目の再質問をしますが、こちら料金徴収しないという方向で考えておりますが、来年度からという理解でよろしいでしょうか。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

駐車料金の徴収の廃止の時期のお話でございました。まとめて半年分納めている関係がございまして、3月で終了し、4月からは徴収をしないという方向に進めたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

議 長 (門間浩宇君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

来年度からということの答弁いただいた中で質問はやりづらんですが、では、今まで徴収していた分というのはどういったものに使われていたのか、積立金として残っている可能性がないのかというところをお尋ねするのですが。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

今のこれまで徴収した金額をどのように使われていたのかというところですが、駐車場の除雪でありますとか、あと穴が空いたりしたところの補修に使用させて

いただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

2 件目の質問に移らせていただきます。既成制度・慣習見直しを。

前町長時代の各地域、各団体等からの要望事項が解決されずに残されていると思います。以下に町長にお尋ねいたします。

1) 防犯カメラの年間設置数が2か所と設定しているが、県の補助金を受けられる3か所に変更し、地域の要望を実現すべきでは。

2) 町内には早急に修繕が必要な道路が散見されているが、修繕計画の有無さえも把握できない。五か年道路修繕計画を作成して明示すべきではないでしょうか。

3) 予算編成時、各地域、各団体等からの要望時には、現場を知る必要があると考えております。町長の「町民目線でより良い町づくりを。」は現場主義の徹底にあると考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長 （門間浩宇君）
答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、「既成制度・慣習見直しについて」のご質問の1要旨目、「防犯カメラの設置について」のご質問にお答えをさせていただきます。

防犯カメラ設置事業は、大和町安全安心まちづくり条例に基づき、犯罪のない、町民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するために平成27年度から設置を進め、令和5年度現在、子供たちの通学路を中心に合計20か所に設置をしております。設置に当たりましては、地区要望や学校へのヒアリングを行い、大和警察署からも不審者や犯罪情報等の聴取をし、設置箇所の検討をしております。ご質問の中にありました年間設置数2か所ということにつきましても、令和6年度以降、県単独の補助事業、市町村振興総合補助金（県補助金、50万円以上となりますが）、これを活用しながら年間3台以上の設置として事業を進めたいと考えております。町内でもホットスポットと言われる人目につきづらい場所が点在していると考察しております

が、住民のプライバシーの観点もございますので、今後も関係機関と協議をしながら適切な設置に努めてまいります。

次に、2要旨目の「五か年道路修繕計画を作成して明示すべきでは」についてでございます。

町が管理しております道路の修繕につきましては、維持管理委託業者・都市建設課職員が行っている道路パトロールや、区長をはじめとする地区の住民の皆様からの情報提供を基に現地を確認し、逐次修繕を行うとともに、場合によりましては修繕工事により対応しているものであります。そのうち修繕工事につきましては、主に舗装修繕、側溝修繕に区分し実施しており、舗装修繕工事では、修繕延長が長い場合について、ひび割れやわだち掘れ等を把握するための路面形状調査や路線の利用状況等を把握するための交通量調査等を実施しながら工事を行っているものであります。また、側溝修繕工事につきましても、昭和50年代以前に整備したコンクリート現場打ち側溝の改修や、土側溝からコンクリート側溝に布設替えを行っているものでありまして、修繕路線につきましては、舗装・側溝修繕工事、それぞれ施設の劣化状況や周辺の土地利用などを踏まえ、緊急性・危険度などを総合的に勘案し、計画的に実施しているものであります。なお、舗装修繕計画は令和2年に策定し、令和11年度までの10年間、側溝修繕計画は令和3年に策定し、令和7年度までの5年間として現在進めているものでございます。ご質問の修繕計画の明示につきましては、今後、公表方法や内容を検討しながら明示するものとして進めてまいりたいと考えております。

最後に、私は町長選挙に当たりまして「町民目線でより良い町づくりを。」を掲げてまいりました。それを実現していくためには、現場を知ることが大事であると考えております。令和6年度の主要事業に関わる部分につきましても、一部の現地を自分の目で確認しているところでございます。就任に当たり、職員へも現場が第一であり、常に自分の目で見て確認をしてもらいたい、現場を大事にしてほしいと伝えております。課題と解決策は必ずやその現場にあるものと思っておりますので、今後も現場第一主義で「より良いまちづくり」への事業推進を図ってまいります。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

2件目の再質問をさせていただきます。

まず、1要旨目の防犯カメラの件でございますが、町長じゃない時期のことで大変申し訳ないんですが、年間設置を2件としていた根拠というのはどんなものがあったのか。根拠があったと思うんですけども、あれば聞かせてください。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

就任以前のお話なものですから、総務課長から答弁をさせます。お願いします。
（「危機対策室長」の声あり）危機対策室長から説明をさせます。

議 長 （門間浩宇君）

危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

それでは、千坂裕春議員のご質問にお答えいたします。

年間設置数2か所という部分につきましては、おおむね基準として2か所程度というところでここ数年は2か所で行ってまいりました。過去には2か所ではなく4か所設置したという年もございました。設置する場所の選定において2か所という部分が続いたという部分でございましたので、よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

今答弁いただいて内容は理解させていただいたんですけども、ここが既成制度・慣習的な見直しをとる重要なポイントだと思います。せっかく県の補助金3か所なら出るというところを十分に活用できていなかったのかと考えます。今後、町長が替わり、こういった何というのか、過去にあったものを見直すいい機会でございますので、そういったものをアンテナを高くしてよりよいまちづくりをしていただきたいと思います。今後はそういった気持ちでやっていただけるのかどうかの確認です。

議 長 （門間浩宇君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
今回のこの防犯カメラの設置、ある一つの例であろうと思います。こういったところで、もちろん必要じゃないものをつける必要はないかとは思いますが、防犯カメラに関しては平成27年からの設置でもありまして、一部機械の更新もしなきゃいけない時期となってございます。せつかく県補助があつて、必要な3台以上を設置する必要性があつて、それを設置すれば県から補助がもらえるという、そういった補助メニューにも敏感になって執行できるよう、職員にもそのような指導を続けてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）
引き続き2要旨目に入らせていただきます。
五か年道路修繕計画の明示はですが、私も勉強不足だったんですけれども、割と最近、例えば舗装修繕だと令和2年、側溝修繕だと令和3年に策定されていたんですが、何か事情があつて明示していなかったのか、それともそういったものを失念していたのか、どちらなのかというお尋ねでしたけれども。

議 長 （門間浩宇君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの千坂裕春議員の再質問にお答えをさせていただきますが、詳細については都市建設課長から回答をさせます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）
都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

千坂裕春議員の質問にお答えいたします。

舗装と修繕関係の計画の明示という中身でございますが、町としましては、橋梁補修の修繕計画等につきましては明示して、今後、橋梁についてはこういった形でやりますということではやってございます。そのほかの工事としましては、4月の当初の主な、これは改良工事も含みますが、改良工事とか修繕工事につきましてもホームページで開示している形でございますが、こういった個別のものに関していえば、理由というか、そういった詳細のどこどこ路線というところまでは明示はしていませんので、答弁にもありましたとおり、今後そこの方法を検討しながら明示するような形で考えております。以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

先ほども私から話させていただきましたけれども、令和2年に舗装修繕計画、令和3年に側溝関係の修繕計画をつくったというのは、これも多くの同僚議員が一般質問または予算決算時の特別委員会のときに、こういったものを策定し明示すべきではないかと。そうすればいついつできるんだという安心感も生まれるという議論の中かからと思っています。そういった中で、もう一步進めて工事の方法、明示の方法を早く、こういう方法がいいというのを検討していただいて早急にでも出していただくべきと考えますが、町長のお考えを再度お聞かせください。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの中長期計画の開示をすべきではないかというところでの再質問にお答えをさせていただきます。

私も全くそのとおりだと思っております、住民の皆さんの一番身近な問題、課題であろうと思うんです。そういったものを提示をさせていただくことによって、行政

他人任せではなくて自分事として感じていただける、町政運営を図る一つの方法であろうと思います。ただ、道路の状況によって、ひび割れの状況または凍結の状況等によって、当初予定していた順番が入れ替わる可能性もあるかと思うんです。こっち側は先に傷むかと思っていたけれども、その下のやつがどうも傷んでいるとか、そういったところも住民の方にも理解をしていただきながら、さらに議会の皆様方にもご理解をいただいて、入れ替わりもあるという前提の中でのご提示という形になるのではないのかと思いますけれども、そういった自然現象または路盤の状態でありますとか、目でしか見えない部分、人の手ではどうしようもない部分で入れ替えがあることもご承知おきいただきながら活用いただけるよう努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 （門間浩宇君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

ただいまの町長の答弁は理解させていただきます。工事をすることによって、行政が町民の皆様信頼感を持ってより身近な存在になることによって様々な事業がやりやすくなる、そういった効果もあるんじゃないかと私は感じておりますので、今の強い気持ちでずっと続けていただきたいと思いますと感じております。

3 要旨目に入らせていただきます。

9月に町長選挙がありまして、その主な公約の集大成というか集約したものは、ここに書いてありますように「町民目線でもっと良い町づくりを。」かと思います。抽象的だという意見もあるかもしれませんが、そういった中で現場を知ることというのが一番の町民目線というものじゃないかと私は感じているところでございました。そういったところでこの一般質問をさせていただいたんですが、やはりどうしても今まで、私もまだ12年目の議員でございますが、要望を出したとき、または予算編成のときに、町長、本当に現場を確認しているのか、現場こうなっているのに、早急にやらなくちゃいけないのかというところを目にした中で、あまり期待できなかった予算編成だったという感じがしておりました。そういった中でこういった回答をいただき、今後は大和町も変わるんじゃないかという期待を持っております。そういった中で、先ほどと同じ質問になりますけれども、こういったものを継続的にやっていきたいと思っておりますけれども、町長の決意を聞かせていただきたいと思います。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

私の決意に関するご質問、再質問に関してお答えをさせていただきます。

繰り返しとなりますけれども、課題と解決策、それはやはり現場にあるんだろうと思います。初心忘れることなく現場第一主義で町民目線というものを忘れることのないよう行政執行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ議会の皆様方のご理解と、議会の皆様方からの目も、私一人よりは皆様方の目も数多くの方に見ていただくのも大事だろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 （門間浩宇君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

それでは、3件目に移らせていただきます。大和町保健福祉総合センター（ひだまりの丘）の看板リニューアルを。

大和町地域包括支援センターがひだまりの丘に移転し、10月2日から業務を開始しております。この機会に公園に設置している2か所の看板をリニューアルすべきでは。現看板は南側と東側にあるが、目立たず老朽している。また、入居する施設も変化しています。

以上です。

議 長 （門間浩宇君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、千坂裕春議員の「大和町保健福祉総合センターの看板リニューアル」に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

大和町保健福祉総合センター（ひだまりの丘）でございます。こちらは町民の健康

増進、高齢者・障害者・児童福祉の向上及び保健と福祉の連携を図る拠点として平成11年に設置して以来、多くの町民に利用されてきました。また、今日まで施設内の配置及び入所団体の変更に伴い、簡易的な修正で表示をまいりました。今年度におきましては、ひだまりの丘の大規模な改修工事を完工し、新たに大和町地域包括支援センターを移転開所したところでありますので、福祉公園の東側入り口にありす案内看板、さらにはひだまりの丘の建物自体の北側、南側の出入口に設置してありす看板も併せて修正していく考えでございす。また、南側並びに東側の車両等の出入口にありす防災避難箇所表示看板につきましては、危機対策室と今後協議をしながら検討してまいりす。よろしくお願ひいたしす。

議 長 （門間浩宇君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

再質問を開始させていただきます。

看板リニューアルさせていただくということですが、多くの方の議論が必要かと思ひます。そのためにはどういった方法でこういった看板、こういったものにするとか、こういったのがいいんじゃないかという議論を進めるべきだと思ひすけれども、町長、今考へているものは丸投げして設計業者に頼むのか、それともどこかの機関で議論をしてこういった看板がいいという応募みたいなのをするのか、今現在考へているところで。

議 長 （門間浩宇君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

今考へている内容としましては、施設を管轄する保健福祉課が窓口となりまして、入所をされてありす社会福祉センター並びに地域包括センターのメンバーの意見も多少聞きながら現状のものを新たに更新するという内容で考へてございしましたが、改めて何らかデザインを頼むものでもないのかという感じで考へてございしました。よろしくお願ひしす。

議 長 (門間浩宇君)
千坂裕春君。

11 番 (千坂裕春君)

多くの方に親しまれるような、見やすいような看板にさせていただきたいと思い、それを祈念して私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 (門間浩宇君)

以上で、千坂裕春君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

議 長 (門間浩宇君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

それでは、午後一番で質問させていただきます。通告に従い、1件2要旨の質問をさせていただきます。

1. 自治体DX推進計画について。

国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進するとされております。令和4年9月、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、国が掲げる理念や支援対策等を盛り込む改定が実施されました。本町においての取組をお伺いします。

1) 本議会では、タブレット端末の導入によりペーパーレス化や通信費の削減、個人としての議員活動に活用しております。しかし、本町執行部では導入がまだされておりません。業務の効率化、省力化を含め実行すべきでは。

2 要旨目、広報たいわ11月号に「大和町人事行政の運営等の状況の公表」が掲載されておりました。その中において、現状の職員数が定数と比較し19人減の状態であり

ました。職員の事務的作業効率の向上を踏まえ、デジタル化を進めることは急務と思われま。現状の取組状況をお伺いします。

議 長 (門間浩宇君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、千坂博行議員の「自治体D X推進計画について」のご質問にお答えさせていただきます。

国では、「少子化の進展や、近い将来、社会全体に深刻な人手不足をもたらすことが予測されており、自治体においても限られた職員で自治体の運営を支えていく必要があり、大きな変革の時代の中でも住民サービスを安定的に供給するため、A Iやロボティクス等を活用した「スマート自治体」への転換が求められております」と予測しております。こうしたことから、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、総務省では、「デジタル・ガバメント実行計画」において自治体関連の各施策について自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、地方自治体が着実にD Xに取り組めるよう「自治体D X推進計画」を改定し、自治体D Xを推進するための支援に取り組んでおります。

本町におきましては、国の推進計画に基づき、昨年度には検討協議を行い、本年3月、「大和町D X推進全体方針」を策定し、その概要につきましては、6月定例会議のときに全員協議会で説明させていただいたところでございます。本年度は、全体方針を具体的に進めるために「大和町D X推進計画」を策定することとしており、庁内各課の職員を委員としたD X推進ワーキンググループを設置し、実施事業の検討を行っております。この計画では、「町民の暮らし・窓口」と「職員の働き方改革」に係る事業を整理をし、令和6年度から実施していくものでございます。

初めに、1要旨目の「業務の効率化、省力化を含めたタブレットの導入」につきましてお答えをさせていただきます。

職員端末をタブレット端末にするため各種検討を行ってきたところですが、システム全体の構築、その他の要因によりまして簡単には導入できないところございました。この件につきましては、先ほど説明いたしましたD Xワーキンググループでも検討をしております。方向性といたしましては、令和6年12月に職員端末の更新を予定しており、その際にノートパソコンの導入や、各会議室や職場への無線LAN

整備を行うことで従来の紙媒体を基本とした働き方から解放され、ペーパーレス化の推進や業務効率化を図ることとしております。また、パソコンをモバイル化することによりまして、近い将来導入していくと想定されますテレワークにも対応していけるものと考えております。

次に、「職員定数に対し実員が減の状況であり、事務的な作業効率からデジタル化を進めること」についてお答えをさせていただきます。

「職員定数」は、条例で定められた「この人数まで職員を配置できる」という最大値の職員数でありまして、これに対して「実員」は、実際に配属された職員数のことです。令和4年4月1日現在での比較であります。その年度年度で必要な職員の配置計画を策定しており、単純に19人不足しているというものではございません。しかしながら、限られた職員数の中で事務を的確にかつ効率的に進めることも必要でありますので、この部分でもDXワーキングの「職員の働き方改革グループ」で検討しております定型的な作業をAIやRPAなどのデジタル技術で自動化をし、業務の効率化を図り、相談業務や企画業務など、本来職員が注力すべき業務に集中できる環境を構築していくこととしております。これらの事業をはじめとしまして、町DX推進計画に取り上げられる事業の中では国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用することを想定をしており、町民の暮らしや職員の効率的な働き方のデジタルトランスフォーメーションを進めてまいります。よろしくお願いたします。

議長 (門間浩宇君)
千坂博行君。

8番 (千坂博行君)

ただいま答弁いただきました。

今回プロジェクトを組まれるということで、国的にもこれをやっていかなくちゃいけないということなので当然といえば当然の話です。基本的なところをお伺いしますが、まずプロジェクトを組むに当たって国・県等、支援員の派遣も行っていますし、あとは一般通信会社とか、そういったところと提携しながらということも考えられます。その辺の基本的な進め方、もし方向性が決まっているのであればお伺いします。

議長 (門間浩宇君)

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

まず、大和町のDX推進の体制でございました。推進委員会としましては、委員長に町長、副委員長に副町長、教育長が当たっております、そのほか各課から係長以下の職員をピックアップしていただいて、町民の暮らし窓口のワーキングチームグループと働き方改革のワーキンググループという2つのグループ体制で行わせていただいております。もちろん専門の職員もございますし、デジタル・ガバメント対応のシステム構築をいただいておりますベンダーともいろいろフィット&ギャップの作業をしたりをして、ベンダーのお力もお借りをしながら今は対応しております状況でありまして、直接国から支援員という形でいただいているわけではなく、適宜必要に応じてご相談申し上げている体制でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

直接支援員というのはおられないというお話でしたが、それなりの体制を組まれているというところは分かりました。何を懸念するかといいますと、こちらなんですけれども、我々もタブレット端末で情報共有なんかもしていますけれども、要するにじゃあ100%使えているかという、その使い方が素人考えではなかなかいかないところがあるので、やはりそういったノウハウを学んでというか利用させていただいて効率化していただきたいという思いでどういう体制なのかというところをまず質問させていただきました。

では、あと答弁に沿って質問をさせていただきます。

1 要旨目の、我々、タブレットを導入しながらやっております。執行部側はまだ入っていませんよね。こっちから見た感じ、皆さん、議場に入るときに風呂敷いっぱい持って、資料いっぱい持ってくるわけです。何か質問があったときに、いろいろめくったりなんかして探すわけじゃないですか。町長だったらもう分かると思うんですけれども、検索機能とかいろいろあれば、そのまますぐできますよね。有志で先進地を学びに行ってきました。そこも執行部側はまだという話だったんですが、ただ、現状、今使っているノートパソコン、それを持ち込んで、だから端末は全然違いますけれどもアプリが一緒ですから使えるというところで、説明にもありましたが、今後ノート

パソコンが導入されれば、それはもうすぐ可能になってくると思いますし、その議員たちは、タブレットは支給されています。ただ、それ以外に自分のノートパソコン等を持ってこられる。それが許可されているというところで、やはりどうしても1台だと紙に書かなくちゃいけないです。完全なところという意味では、そういった自由度も欲しいと思うんです。そういう意味では、我々もICT委員会がありますけれども、そういうところも考えていかななくちゃいけないところではあるんですが、その辺の運用を今後、先の話にはなりますが、町長のお考えがあればお伺いしたいと思います。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、千坂博行議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私も4年のブランクがあった中で、10月9日着任をさせていただいて、正直なところタブレットまだ導入していなかったのというところには驚きがありました。あったと同時になぜそうならなかったのかという部分をいろいろ確認をさせていただいた中で、まず職員がつくる様々なExcel、Wordベースのいろんなデータを個別に個人で保管をしないように、今データは全てクラウドサーバー上に置くシステムとなっておりまして、個別のパソコンにはまず一切置かないというのが一つございます。あと、あわせて、住民基本台帳等、様々な個人情報を扱う関係上、LGWANというすごくセキュリティーに優れたシステムを介してデータを見るわけでありまして、その入り口というのはパソコンでしか今のところ入れない関係があったものと、あと更新の関係もいろいろ見計らっていた中で、ワーキンググループ側でも検討した結果で、やはりノートパソコンが一番ペーパーレス化なり業務改善につながるのではないのかという今の現状ということで委員会にも報告を受けております。私的にも紙を持ってくるのではなくて、この場で実際のサーバーにあるデータを覗いて議員の皆様方にご回答なりさせてもらえるように、議会への持込み機器という意味でも、今後、今の規約等も見直しもしていただきながらペーパーレス化並びに業務の効率化というところに努めてもらえればと思います。全て今こうやって我々が話している内容を担当課の職員が一語一句文字起こしをされているのも、書くよりも今打ったほうが速い時代でもあるかと思う中、そういった今の時代のニーズに合ったものと

なるよう、議会での約束事も見直しをお願いしたいということをお伝えさせていただきます。よろしくお願いします。

議 長 （門間浩宇君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

答弁いただきました。

そうですね。今から紙でいろいろやるというのもいろんな意味でなかなか大変。例えば保管スペース、場所、それに関する移動時間等々、それはかかりますので、そこは効率よくやれるようにというところで、それが基本になっていると思っています。これは決して紙媒体とかそれを否定するものではありません。我々も、私なんかもタブレットにペンシルついていますが、最初は珍しくて手書きするんです。でも漢字が浮かばないと自分で書いて読めなかったりとかがあるので、最後はタイピングのほうがいいと思うところもありますし、効率化という意味では、さっき言ったような場所だったり、午前中にいろいろお話の中では庁舎の増築というお話もあったと思います。ただ、今、例えば個人で会社で仕事するときも、机このぐらい広いけれどもこんなぐらいしか使っていないですね、引き出しがらがらだし。という意味でいけば、今、例えば職員数、もっと机をコンパクトにして増員もできますから、増築という考えもなくともいいのかとかと私も思ったりもするんです。保管スペースだったりその移動だったりとかというところですのでごく効率的だと思うところもありますので、テレワークも対応したいというところで進めるという答弁されていますので、そこに関してはあまり、この先どういうふうに進むかは我々も見ていかなきゃいけないと思いますが、しっかりかじ取りしていただきたいと思いますので、感想を一言。

議 長 （門間浩宇君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

職員の働き方改革という中身では、いろんなやり方があるんだと思います。本当に課をまたいで横断的な形で物事を進めなきゃいけないです。スピードが要求される案件がこれからもいろいろ増えていくんであろうと思う中、各課からキーマンを集めて

打合せしようと思っても、今現状、今は手持ちの資料をみんな本当に風呂敷で持ってきてもらって集まってみたい形になっているのも現状であります。そういったところもノートパソコン等に変われば、それがあれば必要な方々が必要なところに集まってそのままミーティングできるような環境にもなるでありましょうし、確かに文書の保管スペース、保管期間、または廃棄が来たからといって、じゃあ廃棄する実際の処理時間であるとか、そういったところも削減につながる内容ではないのかと思う中、時代の変化に応じて、変わるべきは変えられるよう努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 （門間浩宇君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

そうですね。私も一般企業に働いていたりもしますけれども、今までのやり方が慣れているだけに、変わる場面って抵抗があるんです。なので取り組みにくいといいますか、そこはリーダーシップを発揮していただいて変えていっていただきたいと思うところでもあります。

次に進んでいきますが、職員定数に関するところもお話しされておりました。説明されたとおりでとは思います。ただ、職員の方々に直接聞くと、人手が足りないというニュアンスの回答だったり、外注に出しているというところは、それはそれで分かっていますけれども、要するに対人といいますか、町民の方と対峙する場面というのはあると思います。その部分のところが大事なんだろうと思っております。そのためにも省力化を進めていっていただきたいと思うところでもあります。

たまたま今日、新聞を見ていたら、業務利用で9割以上の方が仕事の効率の向上に寄与しているという、これ福島市の職員なんですけれども、そういうのも今朝の新聞には載っておりました。使ってみるとそれだけ違うというし、その中には今取り上げられているチャットGPTなんかの生成AIを使って案を出してもらったりとか、そういうところまで行っているところなので、自分で考えるのもいいとは思いますが、省略できるところ、そういうところを使って効率化、上げていただいて、まだ導入されていないので、そこまで一気にとは私も望みませんし、その使い方当たっては、規約等々をいろいろ整備しなくちゃいけないところもあると思いますので、将来的な展望でどの程度で進んでいくのかという、もし町長のお考えがあればお聞か

せ願います。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

千坂議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本当に生成A I 関係は日進月歩、物すごい進み方のようにあります。今朝ほどのニュース関係でも、実際にプログラムを仕事としている方が1年仕事をされている中で、生成A I を使って言語も全く分からない中、A I にプログラミングをさせてというキーを入れた中で、実際のS Q Lと言われる言語でプログラミングができてしまうという、そんな時代が来るんだというのを改めて考えているところでありました。本当に定型的な仕事に関しては、機械で補える部分は補えるようまずはトライしていく時代なのかと考えるとともに、人間対人間、空いたところでは相談業務でありますとか企画業務、そここのところにもっと力を入れ、住民の皆さんのいろんな意見を吸い上げて施策として実行できるように行わなければならないと考えてございます。

あと、先ほどの質問で、デジタル化があまり得意じゃない方もいらっしゃるというのも事実でございます。そういうデジタルデバインド対策と言われるあまり得意じゃない方向けに講師の派遣とか、そういったところも外部のところでは予算化をするようなことで今考えておりました。いずれにしましても、時代の流れに日本全体が乗らないと、不完全だから乗らないという形になると、世界的に取り残されていく危険性が十分あるというのも感じるころでもありますので、近隣の町村も見ながら検討してまいりたいと考えます。よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

答弁いただきました。

町長がおっしゃるとおりでありまして、必ずしもみんなが一斉に進めるものでないというのは私も分かります。そのとおりだと思います。そういったフォローアップの場面も用意されているというところですので、議論を通しながら何となく見えてきま

したので、そこは安心しております。どこまで進むかにもよりますけれども、町長がおっしゃられたように必ず町民と向かい合っ必要など出てくると思うんです。あと、言われたように各課横断的などところもやるという意味では、ほかの課の内部資料、見ては駄目なのってあるのかどうか分かりませんが、例えば我々議員間であれば委員会をやりますけれども、ほかの委員会のやつも内容を見られるんです。そうするところこういうことをやっているんだというのも分かるし、それが例えば執行部の皆さんとやった場合、これはもうできる部分であったり、そういったところに目がいくかもしれないですね。そういう意味で発展した発想につながると私は思いますので、その辺まで将来的にはつなげられればいいのかと思います、町長の考えているところがあればお願いします。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それではお答えさせていただきます。

直接的なご回答になればと思うところなんですけれども、意外と各課ごとに、例えば補正予算を編成するといった場合等も、なぜこういう事業をやんなきゃいけないのか、予算規模がどうで歳入歳出はどれでと、いろいろ議員の皆様方にご提示させていただく資料等も、今、意外と各課またいでそれぞれExcelベースでまだつくっている資料もかなりございます。そういう意味ではシステムなりの標準化も図り、イコール人事異動というところでも、異動しても同じような書類で、同じような考え方で仕事ができるように標準化するというのも大事であろうと思う中、今回ガバメントクラウド導入に伴っていろいろ標準化される部分、他市町村とも併せて標準化される部分も出てくるんであろうと思う中、まず標準化を図りながら、先ほど人事のお話もありましたが、比較的これまで大和町では4月1日の人事異動を年1回というところが多かったわけでありましたが、いろんな情勢により、今ここの課に、またはこの業務にどうしても力をかけなきゃいけないというケースも出てくる中、副町長なり総務課長ともいろいろお話をしている中ではあるんですが、もう少し機動的に、その月、4月1日のタイミング以外のところでも何度か人事異動できるような体制もひとつ取らなきゃいけないかと考えてございます。そういった意味で機動的な行政運営ができるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)
千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

だんだん議論を交わしながらビジョンが見えてきましたので安心しております。いろんな課題があると思うんですけれども、例えばそういった意味で情報の共有化ができれば町民の方のワンストップ化で全て対応できるとか、サービスの向上につながると、可能性は大だと私は思いますので、そういった意味でいろんな側面、多視的に多眼的に見ていただいて進めていただきたいと思います。私もそれは注力していきたいと思いますので、最後に一言、感想があればお願いします。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

最後の総括した意見ということになるかと思いますが、行政にやはり終わりはないですし、やり方にも、そのときの最善はあるんでしょうけれども、周りのいろんな技術に乗った形で常に変化していくものだと思います。現状に満足することなく、より効率的に効果的な業務が遂行できるよう、あまり前例のみにとらわれない形で新しい目を持ちながら、チェックをしながら執行してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 (門間浩宇君)
千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

以上で一般質問を終わります。

議 長 (門間浩宇君)

以上で、千坂博行君の一般質問を終わります。

次に、7番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

それでは、本定例会最後の一般質問となりますが、もう少々お付き合いをお願いしたいと思います。

1 問目、町長の公約についてお尋ねをいたします。

10月1日投開票の大和町町長選挙において、町長は様々な公約を掲げ当選されました。公約集に大きく次の6つの目標を示されていたかと思います。1. 住環境整備、2. 教育支援、3. 企業と行政、4. にぎわい創出、5. 健康・医療、6. 農業支援などがございます。そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

1) 「町民の声をすばやくキャッチし」とございましたが、どのような方法で町民の声を取り入れ、それを施策にしていくのでしょうか。

2 要旨目、住環境整備の分野に交通インフラ整備(渋滞の緩和)とありました。どのような構想(将来像)を持っていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

3 要旨目、企業と行政の分野に立地企業連絡会議の創設をうたい、工業団地増設調査とありましたが、本町には国土利用計画や本町の都市計画マスタープラン(都市マスと呼ばれております)が、ありますが、どのように整合性を取られていくのかお尋ねをいたします。

議 長 (門間浩宇君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、馬場良勝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

「町民の声をすばやくキャッチし」とあったが、どのような方法で町民の声を取り入れ、それを政策にしていくのかについての質問でございます。

正直、まだ現在これと決まった方法は決定しておりません。これまでもある町長への手紙でありますとか定期的な懇談会等に加えまして、ホームページをこれから今、変更、刷新している最中でありまして、そういった中身にどう盛り込むのか、またはSNSとかZoomによる遠隔での打合せというのも今後利用が可能なのかということが考えられるかと思っております。やり方というところでは、まさにこれから考えてまいりたいと考えておりますけれども、それ以上にやはり私が皆さんの意見を聞けるという、その聞く姿勢をご理解いただくことがまず大事なのかというのと、そうい

う聞く力を常に持っていないといけないというのをまずは感じておきたいと思っております。

「住環境分野に交通インフラ整備（渋滞緩和）とあるが、どのような構想を持っているのか」についてでございますけれども、1番の渡辺議員のご質問にもお答えをさせていただきました。今、P S M Cをはじめとする大型のプロジェクトが進んでいく中で大衡仙台線の早期完成、これはもちろんのことでありまして、その他、大崎方面からの人流の向上に4号線はもちろんであって、仙台三本木線でありますとか、あと塩釜吉岡線、これらを整備することによって大きな黒川郡を囲む環状ラインをまずは整備する必要があるのではないかと。その中でも急ぐ案件に関しては、高速道路をご利用いただけるような環境ももちろん必要であって、富谷のフルジャンクション化でありますとか、利府ー富谷間の4車線化というところも関連する大衡、富谷、利府町とも今請願に行っておる状況で、一部事業化も始まり工事も始まっている状況にありますので、そういったところで環境整備を進めてまいりたいというのが思いでございます。

あと、企業と行政の分野に立地企業連絡会議の創設をうたい、工業団地増設調査とあるが、本町には都市計画マスタープランと本町の国土利用計画がある。どのように整合性を図るのかという点でございます。

こちらに関しても、企業誘致活動が本格的に展開しましたのは、第一仙台北部中核工業団地、当時は仙台北部工業団地と申したと思いますけれども、その分譲が開始する2年前の昭和62年に遡るかと思えます。宮城県の東京事務所に昭和62年、63年と1名ずつの職員を派遣をし、主に首都圏において誘致活動をスタートしたわけでありまして。また、同じ時期に行政と企業の情報交換、異業種交流の場としまして昭和62年1月に大和町企業等懇話会という団体を設立しております。そのほか仙台北部中核工業団地内の企業連絡協議会の大栄会、さらには大和リサーチパーク企業連絡会の栄和会等が設立がなされ、団地ごとの組織において情報交換及び親睦等を図っている状況でございます。立地企業連絡会議の創設についてでございますけれども、立地企業と執行部が率直に意見交換できる場として、企業側のニーズや規模拡張の要望を踏まえて工業団地の増設などを検討する場としてあくまでも今は検討しているものでございます。まずは現存いたします各組織の中で企業との情報交換を密にすることで立地企業の投資意欲などを把握をし、さらに現在誘致活動をしている企業様方の動向も細かく確認をしていきながら、宮城県と足並みをそろえながら工業団地の増設の方向性を探っていきたいと考えてございます。その過程で企業立地連絡会議の創設の必要性と

いうところを考えながら検討してまいりたいと考えてございます。

先日、大衡村に半導体製造企業の大型投資がリリースされたわけではありますが、間違いなく本町にも影響を及ぼす立地でありますので、まずは今後の推移を見極めながら準備を怠らず、この波に乗り遅れないよう企業誘致を進めてまいりたいと思います。今、一部増設等を検討するエリアに関しては、マスタープランにもうたっている場所をどちらかというと早めて手を挙げたいということで挙げさせていただいている内容なので、整合性は取れておるのではないかと。多少時期が、早めなければ手後れになるというところがあるので、早めるよう努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 長 （門間浩宇君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、10月に就任されて今3か月、2か月ちょっとですか。町長の重責を感じられ始めているのかと思いますけれども、自分の思っていた忙しさというのか、その辺をどのように今お感じになっているか、まずお尋ねをいたします。

議長 長 （門間浩宇君）
町長浅野俊彦君。

町長 長 （浅野俊彦君）

再質問にお答えをさせていただきます。

実際のところ議会側からはなかなか見えない部分があって、充て職ではありませんが様々な組織の中に入れてさせていただいて、多くの町民または企業様方とも意見交換する場があって、こんなにもお会いする機会が正直あるもんなんだという思いがありましたのと、あと、あわせまして、ちょうど予算編成の時期でもあることから、10月、11月というところでは、様々、防衛施設周辺関係の同盟でありますとか、道路関係の要望でありますとか、他市町村の方々とも一緒に一丸になって要望活動に東北防衛局であったり整備局であったり、それぞれの事業によりお願いに行きながら、さらには本省にも伺い、宮城県内選出の国会議員方、党派問わず皆さんにお願いをして、説明

をして、必要性を訴えてくるという局面がかなりございまして、もう3度目、4度ぐ
らい東京にも上京させていただいている状況です。いずれにしましてもやりがいのあ
る、責任のあるお仕事なんだというのは改めて痛感しておるのと同時に、なかなか軽
はずみなことももちろん言えないというところが正直なところでございます。よろし
くお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

なってみて忙しかったというのが実感じゃないかと思えます。11月後半にお会いし
たときは大分疲れていると私は感じたんですけども。

その中で答弁に基づいて質問をさせていただきたいと思うんですけども、町長は
先ほど同僚議員の質問にもありました町民目線ということもありましたし、「町民の
声をすばやくキャッチし」という部分を質問させていただきました。これまでの町政
でいうと、あまりそういう場面が私的には少なかったのではないかと思う部分もあ
りました。町民の方と懇談する中で、耳ざわりのいいことばかりじゃないかと思うん
です。でも、これだけの公約を掲げられたということは、町長は町民のほうに出向い
たって声を聞く必要があるのではないかと私は思いますし、それとともに、それを要
は政策にしていってあげて実現していかなきゃいけない立場になったんだろうと思
います。その点について、要は自分から出向く、忙しいとはおっしゃいますけれど
も、町民目線という意味では、そこは出向いていかなきゃいけないんじゃないかと
私は思いますけれども、何か答弁だとどれを選ぶのか今のところまだ検討している
というところでございますけれども、出向く姿勢を町民にアピールするというのも
必要かと思うんですけども、それから政策にするということも必要だと思うん
ですけども、それから政策にするということも必要だと思うんですけども、そ
の辺について町長はどうお考えか。

議 長 （門間浩宇君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
再質問にお答えをさせていただきます。

どれをとといいますか、方法ってやはりいろんな方法の組合せであってよくて、どれを組み合わせでやるように継続的にやっていくのがという部分が一番大事であろうと思います。その中で、でも基本とするのは、とはいえ技術がいろいろ発達した中でもフェース・トゥ・フェースの話が一番であって、とにかく時間がある限りはいろんな方とお会いをさせていただいてお話しさせていただくのが基本であろうと思います。それを具体的な政策として実行する上では、偏った意見だけでは間違っただ判断になりかねない部分もあるかと思しますので、そういった意味では、耳ざわりのいいお話だけで聞いて動くのは大変危険であろうと思しますので、一方で反対側の意見等も聞きながら進めていくべき事項であろうと思し、いろいろ公約として上げさせていただいた具体的な策に関しても、就任早々の町議で、こういった内容で進めていきたいという中で、来年度早々にやりたい案件、来年度はとにかくどういう形態、どういう制度にしたらいいか、制度を検討していく案件ということで各課に指示をさせていただいているのと併せて、逆にこれまでの事業という意味で、こういう事業をやってきましたというのを、各課からのレビューを就任当初受けたわけでありすけれども、今度、町長が公約にされているこれはどういうお考えなんですかという逆レビューをされたりなんていうのもあって、よりいいものになるよう努めてまいりたいという思いでございます。よろしく申し上げます。

議長 (門間浩宇君)
馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

今回の12月定例会の一般質問で同僚議員からも少し出ましたが、少し町長のお考えが見えない部分があるのと、これまでの町政と若干違うことを選挙戦ではうたわれていた部分も私はあるかと思します。そこの整合性というか、要は、じゃあ俺たちどっち、町民はどこに行くんだろうという部分が合ったかと思しますけれども、これまでの同僚議員の一般質問を見ても、ある程度、前町政を引き継ぎながらという部分もありましたし、その中に俊彦カラーというんでしょうか、町長カラーを入れていくという理解でよろしいのかどうか、そこがまだ町民の方も理解できない部分があると思うんです。いま一度ご答弁を。

議長 (門間浩宇君)

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

もちろんこれまでの事業を受けながら、それにさらに味つけを加えられればというのが基本で考えておりますのと、あわせて、特に箱物関係、今もかなりある中、自前で、自主財源でこれからつくる時代ではないんであると思う中、いろんな民間への貸出しであるとか売却等も含めながら、一部スリム化もしていかなきゃないという視点は常に持ち続けたいと思うわけでありますが、基本は今あるものを、さらに味を加えたいというのが基本であると考えております。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

そうですね。それを踏まえた上で、要は住民、町民に行政に参加してもらおうというのが大事なことで私も思っておりますので、ぜひ出向く姿勢をアピールしていただいて出向いて行ってほしいと。忙しいのは分かりますけれども、そこに出向くというのは非常に大事だと思いますので今後も心がけていただきたいし、アピールもしてほしいと思います。

それから2要旨目、これも同僚議員の答弁でありました。私は北目大崎地区に住んでおまして、塩釜吉岡線、丁字路になるところを、それは今年の6月に私も一般質問をさせていただきました。町長の公約にも渋滞の緩和ということがございましたので進めるという言葉をしていただいておりますが、これ時間がかかるんです。急げ急げといっても、前町長時代は100億円という試算を出されたのかということもありますし、県からすれば、いや、こっち側がやってんだからそっちは待ってくれという思いも私は聞いたこともありますし、そういう意味では、でも急がなきゃいけないし、今、町長がおっしゃったようにフルジャンクション化をすれば、また、あるいは半導体の工場が来るとすれば、半導体を製造する工場、いわゆるエレクトロニカがまた忙しくなってくるのではないかという思いもありますので、そうすると今度リサーチパークのほうで渋滞、今は夕方あたりも渋滞、朝晩しているというのがありますし、いま一度、渋滞の緩和だけでは道路はできないと私、分かっておりますけれども、その町

長のいま一度、簡潔にでいいのでご答弁をいただければ。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渋滞の緩和、その前に、言ってみれば渋滞自体が実際に生産活動で何も生まない無駄な時間。住民の従業員の皆さん、経済損失としては大きい時間かと思えます。そういった意味でも部門ごとの出勤時間を切り替えてずらしていただく等で、エレクトロンの中の周辺の渋滞緩和も一部そういったご苦勞もしていただいております。ただ、今回の8,000億円に及ぶ投資、特に人的リソースを確保できるのかどうかという部分で考えますと、宮城県のみではもちろん考えられる話でもない中、裾野のいろんな産業も含めて考えましたら、東北6県、もしかすると全国的な規模で人を集めてこなさないと、今では想像もつかない状況になるのではないかと思われる中、多分、国の予算等もいろいろ入るんだと思うんですけども、インフラ整備等もかなりこれまでの時限とは違った中で整備が必要だという認識は持たれているのかと土木事務所の所長とかともお話をさせていただいた中ではちょっと感じ取れる状況もありました。いずれにしましても県道で進む部分、つながる部分を町道で整備をしなければいけないという中で、まず町側でそのつなぎの部分積極的にやる覚悟があるのかどうかという部分を問われる局面に多分来るんだと思うんですが、この機を逃しては、これから100年先、200年先の汚点になりかねないかというつもりでおりますので、目先のところはそういったインフラ整備にも十分に予算が回せるよう、職員の庁舎的にはもう少し、申し上げた後ろに行かざるを得ないのかという、今、感じしております。よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

そうですね。道路がなければ人が来ないんです。降って湧いたようなこの話なんです。いずれにしろ我が町の計画、マスタープラン、それとも合致していますし、国土利用計画とも完全に合致してるんですよ。非常にありがたい話だと思いますので、

今後、ぜひここは町長、力入れて、計画から完成まで五、六年は黙ってかかるような事業かもしれません。でもやんなきゃいけない事業です、しっかりと取り組んでいたきたいと思いますし。

そこで3要旨目に入っていきたいんですが、時間もないので要点だけ聞きますが、町長の公約とダブルスタンダードになるんじゃないかと思って。要は企業懇話会があって、その下に北部だと大栄会でリサーチだと栄和会があるのにもかかわらず、町長は企業連絡会議の創設というのをうたわれていた。私はこれを見て、あるよねと思ったんです。今のご答弁だともう一段上のという、何となくそう答弁では聞こえたんですけども、ある意味、逆に言うと、企業って秘密性というか、大衡に来るのも随分発表を待って、私が聞いたところでは、首長は相当言いたくても言えなくてすごく苦しかったという部分もあるんです。それは企業にとっても同じで、いや、今言われちゃ困るという部分も出てくるわけで、その辺の何だろう、だから整合性というのを聞いて、あるのに何でもう一回違うのをつくるんだという思いがあって質問しているんですけども、もう一度ご答弁を。

議 長 (門間浩宇君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、大和町企業等の連絡懇話会なんですけれども、今構成しているメンバーが町、商工会、仙台公共職業安定所、黒川高校、大和警察署、黒川地域行政組合、東北電力様ということになってございます。お話しいただける内容で、どうしても守秘義務がある公務員中心とした組織ではないところもあって、実際に立地いただいた企業のみならず、立地を検討されている会社にもある程度フランクに、あまり責任を与えない中で情報が聞ける場があってもいいんじゃないのかと思った中、大栄会ははじめ、既に企業立地されている会社はもちろんのこと情報は取れるかと思うんですけども、それ以上に検討されている会社からも率直な意見が取れる場があればいいなということで、仮称で検討させていただいたわけではありますが、ダブルスタンダードにとにかくならないように、なおかつ守秘義務的なところを守りながら中長期的な計画に基づいた増資・増床の計画等を伺いつつ、今のマスタープラン、国土利用計画に伴う市街化編入の取組というところでは、やはりある程度この会社がここに張りついてくれる

ようだと裏づけがないと、なかなか県も本腰を入れてくれない部分もあるので、その裏づけになるような情報を取れる場を、名前なりはまた別としまして検討してまいりたいというのが本音でございます。よろしくをお願いします。

議 長 (門間浩宇君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

検討の段階ということで、非常にここが難しく、企業としても行きたいんだけども言えないとか、ほかの業種との兼ね合いがあるとか、そういう部分は町長も多分ご存じなんだと思います。それはそれとなっちゃうと、懇話会とかそういうのばかりいっぱいあって、じゃあどこが主なのとなったりするんじゃないかという危惧もありますし、その辺は、今、町長が答弁なされたようにいろいろ制約かけながら、必要なければ私つくなくてもいいと思っていますし、そこは今後検討されたらいいのかと思いますので、1 要旨目も含めまして耳ざわりの悪い意見もあるかと思いますが、ぜひそれにも耳を傾けながら進めていただければと思いますので、これで1 件目を終わりたいと思います。

議 長 (門間浩宇君)

答弁は必要ないですね。(「いいです。いや、もらえますか」の声あり)

質問の途中ですが、暫時休憩にしたいと思います。

暫時休憩します。再開は午後2時10分といたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時09分 再 開

議 長 (門間浩宇君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

よろしくお願ひいたします。先ほど大和町企業等懇話会に關しましてご説明をした内容で追加がございます。団体様、7団体に加えまして、町内企業88社の皆様方にもちろんお入りいただいております。よろしくお願ひいたします。

議 長 (門間浩宇君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

それでは、2件目に入っていきたいと思ひます。本町の物価高騰対策はでございます。

様々な物価の高騰は町民の生活に影響を及ぼしております。昨年度は本町として上下水道料金の基本料金の減免を行い、町民からの評価も高かったように思ひます。そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

1 要旨目、町として物価高騰に対する施策を考へているのでしょうか。

2 要旨目、農業従事者より、「資材費の高騰などにより現状のままではとても農業を続けていけない」と、本当に苦しい声を伺いました。本町としての考へ、対応策をお尋ねをいたします。

議 長 (門間浩宇君)
答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、馬場良勝議員の「本町の物価高騰対策は」についてのご質問にお答をさせていただきます。

1 要旨目の「町として物価高騰に対する施策を考へているか」についてお答をいたします。

本町では、令和2年度より国が創設しました「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」と、町単独費によりまして感染拡大防止事業のほか、子育て世帯や事業者等への支援事業等を実施しております。令和4年度には、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応を重点的・効果的に活用される仕組みへとより一層強化するための「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設により、町単独費と併せまして上下水道料金負担軽減生活支援事業のほか、農業経営支援事業等の

事業者支援事業を実施いたしました。今年度は、国が昨年度末に開催した第8回物価賃金生活総合対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち重点交付金の増額・強化が示されたことを受けまして、「住民税非課税世帯等生活支援事業」、「子育て世帯生活臨時応援事業」を6月定例会議でご承認いただき実施しております。

続きまして、2要旨目の、「農業従事者より、「資材費の高騰等により現状のままではとても農業を続けていけない」との声を聞いております。本町としての考え、対応策については」にお答えをさせていただきます。

本町の主な農作物であります主食用米の概算金価格は、主食用米からの作付転換によりまして需給が改善したことや、中食・外食向けの需要が回復傾向にあったことなどによりまして、新みやぎ農業協同組合では、令和5年度産のひとめぼれの価格は令和4年度産より60キロ当たり1,100円高い1万1,600円と値上がりしており、農家の収入は増加するものと思われま。しかしながら、生産費用の面から見ますと、コロナ禍や世界情勢の変化等により肥料や燃油など生産に必要な資材等の価格が上昇し、高止まりしていること、また、農産物の価格については、国において適正価格の実現に向け議論もされているところではございますが、生産費が適正に反映されていないことなどの要因によりまして農業経営は著しい状況となっているところであります。町では、このような状況を鑑みまして、今年度も農産物出荷及び販売している農家に対し、営農負担の軽減と農業経営の維持・継続を図るための支援として農業経営継続支援事業を実施したく、今定例会議には補正予算案としてご提案いたしておりますので、まずはご提案させていただきます支援事業に万全を期してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

議 長 (門間浩宇君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

ただいまご答弁いただきました。

物価高騰、本当にいろんな品目が上がって、たしか昨年度も私、同じような質問をしたのかと思いますけれども、全然そこから下がる気配もなく、給料も大幅に上がる気配もなく、本当に家計は苦しいんだろうと思ってございます。ただ、全てを町役に

頼るのは、私はちょっと違うという思いを持ちながらあえて質問をさせていただきま
すけれども、物価高騰対策で、他市町村とかでは例えば商品券を配布したり独自の施
策を行っているところがあるんです。そういうものについて、町長、どのようにお考
えかまずお尋ねをしたい。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

物価高騰対策で、商品券であるとかその他の事業をやられている自治体についてど
う思うかというところでありますけれども、特に商品券関係も利用できる店をどうす
るのかでありますとか、換金含めて、あと発行の手續に事務経費が発生してくる部分
もあって、今回いろいろ悩んだ結果ではありますけれども、荒廃農地を何とか出すこ
とがないようにという意味で、より大規模化を図られている方、または兼業農家、副
業農家の方々も、実質的な農業収入が減っている中、来年作ろうかどうしようかと迷
われている方々がたくさんいらっしゃるのではないのかと思った部分と、仮になくて
今年でやめたとなった場合には、まさにプランを、地区計画をつくろうとしている最
中でもありますので、そういった事態を招かぬよう、役場側での事務処理のみで済む
反別当たりの交付金という形で検討させていただきました。どうぞよろしく願いい
たします。

議 長 （門間浩宇君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

町長、フライングで2要旨目に入っちゃったんですけれども、要は町民みんな困っ
てるんです。その中で例えば、これも多分、昨年、私も自分で言っていると思うんで
すけれども、何億円かあっても、2万8,000人いると、1世帯当たりとか1人当たり
になると物すごい薄くなる。1人当たり1,000円とか、それも1年に1回とか。それ
って本当に経済効果あるのと考えたときに、私もそこは、うんと思う。でも、経済的
に困窮している人たちはいるわけで、今回7万円、4万円あったかと思うんですけれ
ども、それでも本当に足りてんのかという部分もありますし、行政というのは、町長

もおっしゃっている、要は光の当たらない、なかなか声の上げられない人たちに手を差し伸べるというのも行政の仕事ではあるかと思うんです。そういう意味でお尋ねしたので、いま一度答弁。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ご質問にお答えさせていただきます。

確かに住民税の非課税世帯の方々には足りないかも知りませんが、4万円プラス7万円でトータル11万円という補助が入ることになるわけでありましたが、早急に執行できるように事務処理等を進めてまいりたいと思う反面、住民1人当たりを全員に配る自治体も確かにあるやに伺っております。本当に1,000円なり2,000円なりという金額で仮になった場合、それが対策になるのかということ考えた中でいくと、なかなか声を上げられない、辛抱強く作業をやっていただいている、さらにはご家族形態も比較的大人数の農業者世帯の方に今回は支援をさせていただくのが一番効果的なんではないのかと思った次第であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

どうしても2要旨目に行っちゃうんですけども、それでも全部が農家なわけじゃないですし、そういう意味では1要旨目で述べているように何か、例えばそれこそ上下水道費の減免であったり、そういう部分だってできたのではないかと私は思います。ただ、もう12月だから、たとえやったとしてもあと三、四か月、事務的なことを考えるともう遅いだろうと思う部分もあるし、ただ物価高騰、来年度も恐らくこの水準で急に給料がどんと上がるということもないかとは思いますが、そういう部分では、行政としては、なかなか目の届かない部分に何というんだらう、目を光らせていかなきゃいけないかと思っておりますので、今後もそこは気をつけていていただきたいと思っております。

それから2要旨目、答弁の中で生産費が適正に反映されていないというご答弁がありました。全くそのとおり。町長も農家です。金額的にどのぐらい足りないんでしょうか。どう思います。先ほどの答弁だと今1万1,600円だけ。そこに我々というか、私も農家、お手伝い状況ですけれども、やっていますけれども、とてもじゃないけれども労働力から考えたら安いのかと思いますけれども、町長のお考えをまずお尋ねします。

議 長 (門間浩宇君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

私も2町歩足らずの農家ではありますけれども、実際の農業経営というところで考えた場合、自分の労賃を、1人だけを引いても年間の作業量には到底及ばない、20万円足らずの作業賃にしかならないのが現状な中、本当にこのまま続けていけるのかという部分を感じているのが現状でございます。もっと収益性の高いものに転換していくという方法もあるやに思いますが、今となりましては様々な今の仕事もございましてのでなかなかそこも厳しい中、本当に厳しい経営状態であるという認識でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (門間浩宇君)

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

認識は私も同じでございます。本当に1俵3万円ぐらいか、60キロで2万5,000円ぐらいとか4,000円とかしたときもありましたけれども、それでも本当に適正価格なのかと私も思ったときがありました。今から20年ぐらい前だと大きなトラクターもコンバインもなくってという部分もありましたし、その頃は、実はもっと手間がかかっていたんです。今、大規模化と言っているけれども、草刈りだったりなんなりこまいところに行くと手作業が必要だったり、適正に本当に米の価格に我々の労賃って乗っているんだろうかと常に自分に問いかけながらやっているんですけれども、でも食べ物だからしっかりやんなきゃいけないという部分もありますし、この辺については、今

後もこれは、町長ご自身も農家でありますし、今回、一般質問提出後でありましたけれども補正を組んでいただいたというのは非常にありがたいことでもありますし、以前、牛のほうにも補助をしていただいたと、これは本当に牛を育てている農家もありがとうと言われましたけれども、私じゃなくて町がやってくれたんですとよく言うんですけれども、そういうところを、北海道でもう酪農が続けられなくなってばたばたやめているというのも町長はご存じでしょうから、本当に同僚議員も言ったように危機なんだと思います。自国で自分のところの食べ物ができなくなるって、多分国として滅ぶんです。ですから、今後ともこういう部分については基幹産業でもありますし、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。最後にもう一度、答弁いただきたいと思います。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

生きることをイコール食えること、食がなければ人間生きていけませんので、そういった意味でも自給自足できるような社会が一番持続可能なんだろうと思いますので、そういった意味合いからも、必要なときには必要なご支援をできるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

それでは、3件目に入っていきたいと思います。獣害対策についてお尋ねをいたします。

今年度、本町や他市町村、他県においても熊やイノシシの被害が報告されているようであります。本町としてもさらなる獣害対策が必要であると考えます。そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

1 要旨目、イノシシ対策として侵入防止柵の設置に対する補助や電気柵の購入補助を行っております。柵の管理（除草作業等）に対する補助や、捕獲した場合に支払う1頭当たりの単価を上げる必要があると考えますが、お尋ねをいたします。

2 要旨目、熊対策としては、箱わなの設置による捕獲と防災無線による注意喚起及び学校メール等がメインとなっております。さらなる対策は考えているのでしょうか、お尋ねをいたします。

議 長 （門間浩宇君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、馬場良勝議員の「獣害対策について」のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、本町におけるイノシシの捕獲頭数につきましては、町の許可分と広域的な駆除を目的として都道府県が行います指定管理鳥獣捕獲等事業を合わせまして、令和2年度の442頭をピークに令和3年度は254頭、令和4年度は270頭と、豚熱の発生や厳冬などの要因により減少したものの、今年度は11月24日現在、町許可分のみで167頭と、前年同期の131頭に対し1.3倍で増加傾向にあり、今後さらに増えていくものと想定をしております。また、令和4年度頃からは、今まで農作物等の被害が比較的少なかった鶴巣地区や落合地区での捕獲頭数も増加しているところでございます。

農作物被害を防ぐためには、有害鳥獣を侵入させないためのワイヤーメッシュ柵、電気柵などの設置による「防護」、わな等による「捕獲」、野菜くずや生ごみの適正処理、農地や山際周辺の草刈り等を行い、侵入させない環境づくりの「すみ分け」の3つの対策をバランスよく行うことが有効と言われております。その「防護」対策としまして、吉田沢渡地区、宮床難波地区など16地区の獣害対策協議会で、農地等の周辺にワイヤーメッシュ柵を平成26年度から令和4年度までに総延長176.4キロメートルを設置しており、その設置に対しまして1キロ当たり10万円を交付しております。また、平成30年度から鳥獣被害防止施設購入補助事業といたしまして、農地に個人で設置する電気柵、ワイヤーメッシュ柵の購入費の2分の1（上限20万円）を助成するところでございます。侵入防止柵を設置しても、遊休農地や山際の草刈りなど、「すみ分け」の対策とともに防止柵周辺の除草など適正な管理を行わなければ効果が薄れることとなります。また、電気柵であれば、下草が伸び、電線に触れると漏電し電圧が低下して十分な効果が得られなくなるため、除草作業が必須となります。地区で設置した侵入防止柵の維持管理、補修などの経費は、地区協議会と締結している侵入防止柵管理委託契約において地区協議会が負担することになっておりますが、除草作業

の費用は多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用して実施しているところであります。「捕獲」につきましては、今年度は46名の鳥獣被害対策実施隊員を任命し、イノシシ等の捕獲活動に日々ご尽力いただいているところであります。イノシシを捕獲した場合は、わな設置、撤去、止め刺しなどの経費のほか、捕獲報償費として1頭当たり1万円を支給しているところであります。以上のように、除草作業は補助金を活用していること、また、実施隊員から報償費の増額を求める声は特に聞き及んでいないことから、増額等の検討はいたしていないところであります。

続きまして、2要旨目の熊対策についてお答えさせていただきます。

熊の目撃、被害通報件数は、令和4年度は32件でありましたが、今年度は11月24日時点で108件と、既に3倍を超えております。また、捕獲頭数につきましては、令和4年度は10頭でしたが、今年度は既に25頭（有害捕獲で16頭、錯誤捕獲で9頭）と、2倍以上となっている状況でございます。この要因としましては、熊が主に食べると言われるブナの実が今年は凶作となり山に餌が不足していることから、食べ物を求めて広範囲に動き回り、人里に下りてきている熊が多くなったものと考えております。熊対策として町広報やホームページ、区長配達での文書回覧、防災無線により農作業や入山する際の注意喚起のほか、収穫しない木の実や野菜くずなどの適切な処理の呼びかけなどを行っております。また、農作物や柿の実などに被害があった場合には、有害捕獲として県から許可を得て箱わなを設置し捕獲しているところであります。しかし、県許可を得るには、まずは電気柵を設置するなど被害を防ぐ対策（言ってみれば自己防御）これを実施していることが要件となりますので、すぐに捕獲許可が得られるわけではございません。今後は熊の生態や柿の木の幹をトタン板で囲うなど、自己防除対策の周知が不足していると感じていることからその点を周知したいと考えておりますが、さらにどのような対策が効果的であるのか調査・研究をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 （門間浩宇君）
馬場良勝君。

7番 （馬場良勝君）

1要旨目についてはゼロ回答ありがとうございます。

私が聞いたのは、これは、要は防護柵を設置したところの方から聞いたお話ですのうそでも何でもなくて、要は熊がイノシシの侵入柵を倒していくと。それを直すの

も手間がかかると。その手間って多分先ほどの補助金じゃ恐らく出ないんだと思います。そういう意味では、ある程度どこに何が使えてとか、例えば除草剤を買うとかそういう手間もありますし、除草作業って恐らく環境整備という意味では、私もこの間、自分の自己保全の山を刈りましたけれどもなかなか大変。でも自分のところは多分自分で刈るんだと思いますけれども、そういう意味では今後検討をしていかなきゃいけないと思いますし、現在、多分町長の自宅の前もイノシシが通るんじゃないかと私は思うんですけれども、柵って要は、今はワイヤーメッシュ柵ってただの第一次防衛線であって、道路の切れているところから、やつらって言っちゃ失礼だけれども、イノシシって頭がよくて、切れているところを狙って必ず入ってくる、熊が倒したところを狙って入ってくるというのがあるので、その現状を町長はご認識があるのかどうか。それからイノシシを、死んだやつを処分するのはいいんですけども、止め刺しまではいいんですけども、それを山の中から一人で引っ張ってくるって物すごく大変で、私も自宅のところで捕れたのが30キロ過ぎちょっとだったんですけれども、おやじと2人でやっと引っ張ってくるぐらいの感じだったんですけれども、その辺の町長のイノシシに対するお考え、どのようなものがあるのかお尋ねをします。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

今、イノシシ対策に対する私の取組ということでございました。私の住んでおります宮床山田地区でもかなりの距離、防護柵のメッシュフェンスを張り巡らせていただいております。先ほどの答弁にもありましたとおり、機材に関しては県から無償提供をいただきながら、実際の作業というところは、どうしても農作業が終わってなおかつ秋頃の予算化のところがあって、11月ないし12月に入ってから1月、2月の雪が降らないタイミングで、その当時、毎週土曜、日曜、作業に駆り出されていた記憶をしております。作業費用という意味では、多面的機能交付金から農地の保全管理というところで、時間当たりで費用を頂いて捻出いただいたという部分を記憶してございます。さらに、それに加えて、道路で全体が閉じられるわけではもちろんない中、毎朝のようにエリアを決めて、あなたはここからここまで毎日見なさいということで、毎朝見回ってきながら、弱いところから弱いところを順繰りに壊していくんです。そこに鉄筋を刺したり鉄パイプ切ったやつを刺してまたワイヤーで巻いたりという、本

当に終わりのない闘いなんだという思いがございます。それもこれも、維持メンテのところに関しては、一部の農地、水以外の対策協議会からいただくケースもあるわけではありますが、除草剤散布であるとか、そういった多面的機能交付金または中山間地域直接支払交付金等の協議会とほぼ併用をされて設置されている団体が本町での協議会の皆さんの実情ではあろうと思う中、うまくそういった予算もご利用いただきながら設置をしていただきたいと思います。あと、熊が出てくると本当に柵をめっちゃと潰しちゃうぐらいのところも確かにあって、そういった場所が確認されると、また新たなメッシュフェンスを持ってきてというところで行くと、終わりが無いというのが感想でございます。

以上でございます。

議 長 (門間浩宇君)

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

時間がないので要点を絞ってお尋ねをしたいと思います。

今ご回答があったのは、町でイノシシを捕獲した場合は1万円、それは諸経費、ほかのやつは除いてですよね。経費のほかとなっています。これ県のやつだと1頭当たり4万8,400円、11月から2月の狩猟期間というんですか、そこで捕るとそのぐらいもらえるんです。これぐらいあると、要は捕る人の意欲というか、私は実際ばんばん捕ってもらいたいぐらいです。おとといもうちの周りで5頭出て、おやじが追っかけたら9頭になっていたと、よく分かんない現象が起きていたんですけれども、それぐらいもう今、答弁にもありました鶴巣地区、大分来ていますので、イノシシに関しては捕ってもらうしかないんです。なのでここは少し手厚く、要は期間外の例えば3月から10月、その間でも捕っていただけるように、くくりわなとか、あれもかけるところが駄目だとそれごと持っていきますから、本当に気をつけながらやっていただきたいんですけれども、ここは上乘せをして、捕る方に少しプラスアルファしてやればもうちょっと捕獲頭数も増えるんじゃないかという単純な考えでお尋ねをしましたがけれども、そこはぜひ検討をしていただきたいのと同時に、今イノシシ対策でレーザーがあるようであります。宮城県の会社がつくってるんですが、会社名までは控えますけれども、ある一定の範囲を、動物に向かってレーザーを照射すると来ないというのがありますので、どのぐらいの金額かとかも、まだ私も、本当は調べてくればよかった

んでしょうけれども、町からどういう答弁が来るか分からないのであれでしたんですけれども、そういうものに対しても、これだけ被害、もう各地区ですよ。もう落合にも大分出ている話も聞いておりますので、その辺について、町長、捕獲の上乗せと新たな侵入防止器具についてどう思うか。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、くくりわな等、用意をさせていただいておりますのが令和5年度に関しまして294件、これまでの令和2年度のものから累計でいきますと、くくりわなだけで1,039ある状況でございます。もちろんいろいろ研修を受けていただいて、効果的なところに設置をしていただかないとなかなか取れないというのも現状やに思いますので、そういった研修の場の充実を図っていきたいと思いますのと、あと、先ほど馬場議員からもご指摘がありましたとおり、町内の捕獲報償費の1万円に加え、運搬費等を、止め刺し等を全て合わせた形でいくと1頭当たり最大で2万2,000円になるわけでありましてけれども、県の指定管理の期間であれば、県に指定をされて県に申請をされるという方がこの時期から増えていらっしゃるのも担当課ではつかんでおります。ただ、大分、申請書類なり写真の添付等、実作業じゃないところの作業もかなりあるというお話で伺っております。そういったところで、トータルでどういう在り方がいいのか、もちろんこれは自主財源のところから賄わなきゃいけないところもありますので、もちろん人的被害があってはならぬお話ではありますが、全体の予算の範囲内のところでどういう形がいいのかは検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

それから、熊、2要旨目に入りますけれども、高齢者の方からお伺いしました。高い柿の木、年寄り2人でどうやっても実が取れないんだ、議員と言われました。当た

り前の話です。木を切ったらと言ったんですけれども、木だって切れないでしょうと言われて、それぐらい厳しいお宅もありますし、私の地域なのかもしれませんけれども、鬼門に柿の木を植えているんです。そうすると、何か切ると家に悪いことが起きるんじゃないかみたいな、そういう言い伝えみたいなのもちよっとある地域もあるんです。そういう意味では柿の木、やれやれというのは分かりますけれども、できない方もいるというのと同時に、これは以前でしたか、北海道東北知事会で環境大臣に特定保護獣でしたっけか、何か要は、熊は簡単に捕っちゃいけないとなってるんですけれども、有害のほうにしてくれというお願いもしているようですし、これは町からもぜひやっていただきたいのと、今年だけ熊が出ているのかもしれない。ただ、私が聞いたところでは、鈴もラジオも効かないんじゃないかという、要は町場に出ている熊はもう慣れちゃって、そういう部分もあるんじゃないかというのを、私、この間、丸森で聞いてきました。何らかの、本当に今おっしゃったように人的被害が出るのが一番困りますから、今後の対応も含めて町長に総括してご答弁いただければと思います。

議 長 （門間浩宇君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

いわゆるアーバンベアと言われる都会型の熊、子供の頃に本来であれば人を見て怖がらなきゃいけないタイミングで人里に下りてきている熊、来年以降、どういう活動をされるのかという部分は本当に気になる部分でございます。環境大臣に有害鳥獣の指定をしてほしいということで北海道を含め東北の知事さん方が行った話も認識しております。必要があれば我々も、町としても同様の申入れをするなり対応策は何が正しいのか、何が必要なのか検討してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

る条例」

- 日程第 4 「議案第 7 7 号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 7 8 号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 7 9 号 大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 8 0 号 令和 5 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第 8 1 号 令和 5 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 8 2 号 令和 5 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 0 「議案第 8 3 号 令和 5 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 1 1 「議案第 8 4 号 令和 5 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 1 2 「議案第 8 5 号 令和 5 年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 3 「議案第 8 6 号 令和 5 年度大和町下水道事業会計補正予算」
- 日程第 1 4 「議案第 8 7 号 令和 5 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 1 5 「議案第 8 8 号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第 1 6 「議案第 8 9 号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第 1 7 「議案第 9 0 号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第 1 8 「議案第 9 1 号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第 1 9 「議案第 9 2 号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）」
- 日程第 2 0 「議案第 9 3 号 指定管理者の指定について（大和町原阿佐緒記念館の設置及び管理に関する条例外 3 条例に基づく施設）」

日程第21「議案第94号 大和町都市計画マスタープランについて」

議長（門間浩宇君）

日程第3、議案第76号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第21、議案第94号 大和町都市計画マスタープランについてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

それでは、よろしく申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第76号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別冊で議案説明資料も用意しておりましたので、併せてご覧願います。

この条例改正につきましては、令和5年人事院勧告に係るものでございます。本年8月、人事院勧告では大きく3つの項目の勧告が出されておりました、関連する国家公務員の給与改定につきましては、一般職の給与に関する法律の改正が国会で審議、11月14日可決され、11月24日に公布されたところでございます。

改正の内容1点目が昨年に続き月例給の改正でございまして、民間との格差0.96%低い状況を解消するために初任給及び若年層に重点を置き、全体の給料月額を引き上げるというものでございます。

2点目が、賞与につきまして民間の支給状況等を踏まえ現行4.4月分から4.5月分に引き上げ、期末手当、勤勉手当に0.05月分を配分するものでございます。

3点目が、テレワークに対応するため、職員の高熱水道費等を負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設するものでございます。

それでは、議案書新旧対照表をご覧ください。

第1条は、本年中の適用の部分の改正で、対照表の順に説明いたします。

第22条は、期末手当を規定しておるものでございまして、第2項の改正は、改正前、6月、12月ともそれぞれ100分の120としておりましたが、改正後では既に支給済みの6月の率を100分の120のままとし、これから支給される12月分を100分の125とすることによりまして100分の5を引き上げ、年間100分の245といたすものでございます。

第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の規定でございまして、一般職と同様に、12月の支給期に100分の5を引上げるものでございます。

続きまして、第23条は勤勉手当の改正でございます。

2ページをご覧ください。

第2項第1号は、期末手当と同様に支給総額の算出に当たっての率を12月支給期に100分の5を引上げとする改正で、第3号は、定年前再任用短時間勤務職員も同様に改正するものでございます。

続きまして、別表第1、行政職給料表につきましては、その全部を改正するものでございます。

給料表の改正では、大卒程度に係ります初任給1級25号俸を1万1,000円、高校卒の1級5号俸につきましては1万2,000円引き上げ、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で改定となるものでございます。改正となります旧号俸につきましては5ページまでとなりますが、別冊の新旧対照表では改正前、改正後と並べて作成しております。下線は引いておりませんが、全ての級、号俸の月額が改正となるものでございます。

続きまして、5ページ中段から第2条の改正でございます。

こちらは令和6年度からの適用の部分の改正となります。

第3条は、職員の勤務に対する報酬で給料以外のものを定義しており、新たに在宅勤務等手当を追加するものでございます。

6ページをお願いします。

第14条は通勤手当の規定で、第2項第2号は通勤の実態により手当額が調整される部分で、その中に在宅勤務等手当の支給職員を加えるものでございます。第14条の3として在宅勤務手当を新設するもので、支給要件を1か月当たり10日を超える在宅勤務等としており、支給額は月額3,000円、詳細につきましては規則で定めることとしております。

第22条期末手当、第23条勤勉手当の改正は、第1条で改正したそれぞれの手当を再度改正するものでございます。

7ページをお願いします。

第22条第2項は、6月を100分の120、12月分を100分の125、合わせまして100分の245としていたものを6月、12月とも等分に100分の122.5とするもので、第3項については定年前再任用短時間勤務職員も同様に改正するものでございます。

第23条第2項第1号では、勤勉手当の支給総額率を6月では100分の100、12月分では100分の105、合わせまして100分の205としていたものを、期末手当と同様に6月、12月とも等分し100分の102.5とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3号定年前再任用短時間勤務職員も同様に改正するものでございます。

附則でございます。第1条第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の改正規定は令和6年4月1日から施行するものとしてでございます。第2項は、第1条の改正規定につきまして令和5年4月1日に遡及して適用するものでございます。第2条は、第1条の改正規定は改正後の条例規定の内払い、第3条は規則への委任規定でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

国の特別職におきましても国家公務員の一般職と同様、月例給と期末手当の改正がなされておりました。本町の特別職におきましては、月例給の改正は見送り、期末手当について国と同様の改正を行うものでございます。

議案第77号は、大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条は本年中の適用のもので、第3条その他の給与の改正で第4項、改正前の期末手当の支給率を6月、12月それぞれ100分の165としておりましたものを改正後では100分の175とし、これから支給される12月分について適用させることによりまして100分の10の引上げ、年間100分の340といたすものでございます。

第2条は令和6年度の支給のための改正で、第3条第4項におきまして年間の支給率を100分の340、これを6月、12月とも等分し100分の170とするものでございます。

附則でございます。第1条第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の改正は令和6年4月1日から施行するものでございます。第2項は、第1条の改正規定につきまして令和5年12月1日、期末手当の支給の基準日に遡及して適用するものでございます。

10ページをお願いします。

第2条は、第1条の改正規定は改正後の条例規定の内払いを規定するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

議案第78号は、大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議会議員の皆様の期末手当は、町の常勤の特別職、町長、副町長、教育長と同様の規定とされておりますので、同じように改正するものでございます。

第1条は、第6条の期末手当の改正では、令和5年12月支給期の期末手当を100分

の10引き上げ100分の175とし、年間支給を100分の340といたし、第2条の改正では、令和6年度の支給のため、第6条第3項で6月、12月とも100分の130を等分し100分の170とするものでございます。

附則でございます。第1条第1項は条例の公布の日から施行することとし、第2条の改正規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。第2項は、第1条の改正規定につきまして、令和5年12月1日、期末手当の支給基準日に遡及して適用するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第2条は、第1条の改正規定は改正後の条例規定の内払いを規定するものでございます。

13ページをお願いいたします。

議案第79号 大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、上下水道課所属の企業職員の給与を規定する条例で、その基準につきましては大和町職員の給与に関する条例の規定の例によるとしておりますが、給与の種類は本条例におきまして規定しているものでございます。職員の給与に関する条例の改正により在宅勤務等手当が新設されましたことから、第2条第3項手当の種類の中に在宅勤務等手当を追加いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (門間浩宇君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

続きまして、議案書の14ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書(第9号)につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

議案第80号 令和5年度大和町一般会計補正予算(第9号)でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2億7,388万6,000円を追加いたしまして予算の総額を155億2,141万6,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、「第1表歳入歳出予算補

正」によるものでございます。

第2条繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、「第2表繰越明許費」によるものでございます。

第3条債務負担行為の補正は追加及び変更でございます、「第3表債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、令和6年度へ繰り越して執行する見込みのある事業につきまして、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

初めに、3款2項児童福祉施設空調設備整備につきましては、もみじヶ丘保育所保育室用エアコン改修に係る費用730万円でございます。

6款1項四十八滝運動公園トイレ整備につきましては3,465万8,000円でございます。

9款2項小学校空調設備整備工事実施設計1,275万円、9款3項中学校空調設備整備工事実施設計398万2,000円につきましては、それぞれ町内各小中学校の特別教室にエアコンを設置するための設計に要する費用でございます。

次に、議案書の18ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございます。

初めに、追加でございます。

18ページから26ページまでの113の事業につきましては、今年度中に契約締結等をいたしまして令和6年度開始早々から業務等を行う事業でございます。それぞれの説明につきましては数が多くなっておりますので割愛させていただきますが、表の上段に期間の欄がございまして、令和5年度から6年度までと記載している事項が86件ございます。また、令和5年度から令和7年度以降となっている事項が27件ございます。これらの事業につきまして、本年3月中に発注調達行為を行うため債務負担行為についてご承認をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。

令和5年度予算で設定した債務負担行為の内容を変更するものでございまして、教育ふれあいセンターの照明LEDリース事業につきまして、リース開始時期の変更に伴い期間の終期を令和14年度から15年度に、限度額を1,544万4,000円から1,900万円に変更するものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書（第9号）3ページをお願いいたします。

1款2項1目固定資産税につきましては、歳入歳出の財源調整でありまして、

7,870万8,000円を追加するものであります。

16款1項1目民生費国庫負担金1節保険基盤安定負担金につきましては、産前産後の保険税減免に対する負担金2万4,000円を、2節障害者援護費負担金につきましては、障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修費相当分といたしまして16万5,000円を追加するものであります。

2項1目総務費国庫補助金2節地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、大和町交通会議が策定いたします地域公共交通計画策定事業費につきまして、交付税の不交付団体であることから補助対象外となったため減額するもの。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍や戸籍の付票、住民票へ氏名の振り仮名を記載するよう法改正があり、そのシステム改修費相当分として追加するもの。

同じく2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金につきましては、保育対策総合支援事業費といたしまして、こども園の通園用バスに置き去り防止用安全装置の整備に要する費用の追加であります。

同じく7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、道路新設改良費に充当するほか、あんしん子育て医療費助成事業に活用するため、調整交付金事業基金へ積立てを行うものであります。

17款1項2目民生費県負担金1節保険基盤安定負担金につきましては、産前・産後の保険税減免に対する負担金1万2,000円を追加するものであります。

4ページに入りまして、2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金につきましては、あんしん子育て医療費助成事業費を実績見込みで増額するものであります。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては農地集積集約化対策事業費として926万円を追加するもの、7目市町村振興総合補助金につきましては、防犯カメラ設置費用を追加するものであります。

18款2項1目不動産売払収入につきましては、1節土地売払収入、3節建物売払収入につきまして、実績見込みにより追加するものであります。

19款1項4目ふるさと寄附金1節ふるさと寄附金につきましては、実績見込みで3,000万円を追加するもの、2節企業版ふるさと寄附金につきましても実績見込みで910万円を追加するものであります。

22款5項2目1節雑入につきましては、自治総合センターコミュニティ助成金につきまして、実績見込みにより減額するものであります。そのほか子育て支援住宅入居者に対する支援金の返還が生じたことなどにより所要の措置をするものであります。

24款1項1目1節旧法による自動車取得税交付金につきましては、実績見込みで36万3,000円を追加するものであります。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (門間浩宇君)

暫時休憩します。再開は午後3時20分といたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時18分 再開

議長 (門間浩宇君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 (千葉正義君)

それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費の補正では、1節につきましては議員2名の辞職に伴います報酬の減額、3節の時間外勤務手当につきましては、職員の産休などに伴います追加措置でございます。

なお、以降2節から4節までは人件費の調整などを行うものでございまして、人事院勧告に伴う給与条例改正の反映、手当支給要件の移動、休職・休業等の調整を行った結果の補正額となるものでございますので、以降の科目2節から4節のうち、一般職の人件費及び会計年度任用職員の報酬、給料手当、共済費に関しては同様となりますので、特別の事情がある場合を除き説明を省略させていただきます。また、特別会計の補正予算につきましても同様とさせていただきます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費のうち3節時間外勤務手当は、給与条例改正のほか財政課所管の予算編成事務、そして会計課では源泉徴収票の作業等に係る部分について追加でお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

次に、3目財政管理費でございます。

3節は、フルタイム会計年度任用職員の運転業務に係る時間外勤務手当について実績見込みにより増額をお願いするものであります。

5目財産管理費12節につきましては、契約額確定に伴う実績見込みにより減額するもの、13節につきましては、吉岡コミュニティセンターの通路部分の土地借上料について地価上昇相当分を増額するもの、14節につきましては、南部コミュニティセンター駐車場に防犯カメラ1基を設置するもの、17節は、庁舎内で使用いたします机、椅子等の備品の破損、不足等の際に購入する費用を増額するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 (江本篤夫君)

続きまして、6目企画費でございます。

7節は、ふるさと寄附の今年度当初見込額4,000万円に対しまして、11月現在の寄附額4,696万5,000円と今後の見込額を合わせました寄附額7,000万円に対します返礼品代購入費用に係ります増額でございます。

11節につきましては、ふるさと寄附額の増に伴いますポータルサイト利用料、7ページをお願いいたします、また決済手数料の増額でございます。

12節につきましては、町民バス及びデマンドタクシー運行業務委託料の額の確定によります減額と、ふるさと寄附額の増に伴いますふるさと寄附推進業務の増額の調整によります増額でございます。

17節につきましては、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業の一般コミュニティ助成事業のうち、町が吉岡南1丁目地区、前河原地区、反町上地区の3地区に対し実施した備品購入費用の額の確定に伴います減額でございます。

18節につきましては、先ほどの一般コミュニティ助成事業のうち今年度の地区購入

事業としましてもみじヶ丘1丁目地区、沢渡地区、柴崎地区の3地区を予定しておりましたが、柴崎地区が今年度の自治総合センター助成事業から選外となったことと、また、大和町地域公共交通会議で実施します地域公共交通計画策定費用の確定見込分の合計653万4,000円の減額のほか、子育て世帯等移住定住応援事業、3世代同居応援事業等の実績及び今後の見込みとしまして588万円の増額分を合わせました64万7,000円の減額をお願いするものでございます。

24節につきましては、ふるさと応援基金への積立費用のほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金の臨時交付によります子ども医療費助成事業に係ります基金積立費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (門間浩宇君)

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 (千葉正義君)

続きまして、9目交通対策費でございます。

18節につきましては、吉岡上町地区交差点におきます信号機の更新に伴い水道管の移設が必要となりますことから当初予算で150万円を予算措置、上下水道課へ工事の依頼をしておりましたが、現場での現地立会い、調整により管移設延長が増となったことにより工事費負担金の増額50万円をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (門間浩宇君)

税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長 (小野政則君)

続きまして、次に2項徴税費1目税務総務費でございます。

3節の時間外勤務手当154万円のうち145万5,000円につきましては、所得税の確定申告期間における時間外勤務について追加をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

次に、2目賦課徴収費でございます。10節につきましては、固定資産税に係る住所変更届出書のはがきの印刷製本をお願いするものであります。

12節につきましては、税制改正、森林環境税対応のためのシステムの改修に係る費用をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

続きまして、2款3項1目12節は、本年6月9日に公布されましたマイナンバー法等の一部を改正する法律により、公布から2年以内に開始が見込まれます戸籍や戸籍の付票、住民票への氏名の振り仮名記載に伴いますシステム改修に要する経費の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、9ページをお開き願いたいと思います。

3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費の12節は、地域福祉に関する全職員向けの研修会の講師委託費用20万2,000円の増額と、3万円を給付した非課税世帯と、生活支援システム導入の業務の完了精算による減額の補正をお願いするものでございます。27節は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金としまして人件費調整分及び産前・産後期間の国民健康保険税軽減措置分の増額をお願いするものでございます。

3款1項2目老人福祉費の22節は、令和4年度の老人クラブ活動事業に対する県補助金額の確定によります返還金が生じたので増額補正をお願いするものでございます。27節は、介護保険事業勘定特別会計への繰り出すための追加補正をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

3款1項4目障害者福祉費の12節は、相談支援事業の業務において富谷黒川地域自立支援協議会並びに県社会福祉協議会とそれぞれの委託契約をしておりましたが、契約内容を非課税扱いではなく課税対象の扱いをするようにと国より改定通知がありま

したものですので、消費税分の追加補正をお願いし契約の変更を行うものでございます。13節は、17節の障害者福祉管理システムハードウェアを購入することによりますシステム借上料を減額補正するものでございます。

3款1項5目ひだまりの丘管理費の14節は、本年度完成されました改修工事の窓際の箇所へのブラインドの設置を追加で行うための増加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、6目18節は県後期高齢者医療広域連合負担金額確定による増額を、27節は後期高齢者医療特別会計繰出金として人件費及び事務費分の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長（村田充穂君）

続きまして、2項1目児童福祉費でございます。

1節パートタイム会計年度任用職員につきましては、児童虐待を担当する会計年度任用職員に係る時間外勤務手当の増額をお願いするものでございます。

11ページをご覧ください。

3節職員手当等に係る時間外勤務手当の115万3,000円のうち110万5,000円につきましては、児童手当業務、保育所、児童館を担当する職員の時間外勤務手当について増額をお願いするものでございます。12節委託料につきましては、あんしん子育て医療費の取扱件数が増加しておりますことから支払事務審査手数料を増額するものでございます。18節補助金につきましては、認定こども園の児童送迎バスへの児童置き去り防止安全装置整備費に係る補助金7万円を当初で計上しておりましたが、2台分を増

額し9台分とする増額をお願いするものでございます。19節扶助費は、あんしん子育て医療費の給付額が増加しておりますことから必要と認める額を増額するものでございます。22節償還金は、令和4年度未熟児医療費負担金の確定による国・県への償還金をお願いするものでございます。

続きまして、4目保育所費でございます。

3節職員手当等に係る時間外勤務手当の227万1,000円のうち216万6,000円につきましては、コロナ禍で中止または縮小しておりました保育所の運動会や発表会の各種行事を再開するに当たりまして、コロナが明けた今の現状に合わせたやり方に再構築するのに時間を要しておりますことから時間外の増額をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

14節工事請負費は、平成10年度から使用しておりますもみじヶ丘保育所設置のエアコン3台分について、経過年数と今年夏の事務室エアコンの故障を踏まえまして、3台分について改修工事の費用をお願いするものでございます。なお、この工事は来年夏前までには設置完了を目標とし供用を開始することとしておりますので、明許繰越費の予算について併せてお願いをさせていただきたいと考えております。

続きまして、5目児童館費でございます。

14節工事費につきまして、こちらについてもエアコンの改修工事に係る費用となります。対象児童館は吉岡児童放課後クラブとなり、平成11年度に旧大和町保育所時代から使い続けておりましたエアコンにつきまして、経過年数を踏まえまして4台分を改修する費用をお願いするものでございます。なお、こちらにつきましてももみじヶ丘保育所と同じく繰越予算をお願いさせていただきたいと考えております。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

13ページ目をお願いいたします。

27節は水道事業会計への繰出金の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（門間浩宇君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

続きまして、5款1項2目農業総務費でございます。

3節時間外勤務手当につきましては、人件費調整分のほか、休日等の有害鳥獣対応、農業資材等高騰対策、吉田地区の農地整備事業に係る利用権設定事務等に要する時間外手当の補正をお願いするものでございます。

3目農業振興費でございます。

14ページをお願いいたします。

18節補助金農地集積・集約化対策事業につきましては、農地中間管理機構を通して利用権の設定を行う農家に交付される経営転換協力金及び金取南地区におきまして農地集積が進むことにより交付される地域集積協力金などであり、有害鳥獣対策費は、吉田金取北地区6.5キロメートル及び金取南地区6.3キロメートル等、地区で設置する有害鳥獣侵入防止柵設置及び管理等に対する1キロ当たり10万円の補助でございます。

5目農地費でございます。

18節補助金農業水利施設機能保全緊急対策事業費につきましては、鶴巣大平地区にあります西川排水機場の変圧器等、高圧機器の更新に係る費用を助成するものでございます。

6目水田農業対策費でございます。

出荷販売農家への肥料、光熱動力費等の高騰対策を実施するものでございます。11節は、出荷販売農家への申請通知などの郵便料、口座振込に要する手数料でございます。18節は、農業経営継続支援事業としまして、コロナ禍や円安、世界情勢の変化等による農業用肥料、光熱動力費などの高騰対策として、水田等で栽培し出荷販売を行っております主食用米、飼料用米、麦、大豆、そば、野菜等の作付面積に応じて10アール当たり3,000円を支援するものでございまして、対象面積を1,950ヘクタールといたしまして所要額5,850万円の補正をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、15ページをお開き願います。

6款1項3目観光費7節につきましては、町が管理する遊歩道、登山道の機械借上げ及び倒木処理作業代でございますが、実績見込みにより増額をお願いするもの、11節、14節につきましては、四十八滝運動公園トイレ新設工事に伴います検査手数料及び工事請負費の予算措置をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、別冊の説明資料（議案第80号関係）四十八滝運動公園トイレ新設工事をご覧願います。

1ページをお開き願います。

位置図となりますが、施工箇所につきましては四十八滝運動公園内となります。

2ページをお開き願います。

配置図でございます。

今回のトイレの新設につきましては、令和4年度同公園オートキャンプ場「星空サブローパーク」開設に伴うものでございます。本年度当初予算におきまして、新設トイレ実施設計業務の予算をご可決賜り、その実施設計を基に今回補正予算にて工事に係る予算をお願いするものであります。配置図の右側が南川ダムの堤体であり、左側が吉岡方面となります。公園のほぼ中央部、申請建物とあるのが設置予定地となります。その左側が浄化槽の位置となります。この位置としましたのは、オートキャンプ場利用者の利便性を考慮しました結果であります。なお、既存のトイレにつきましては老朽化などを理由に撤去する方向でありましたが、冬期間の登山者等のトイレの必要性を考え、このまま利用する予定でございます。このことから四十八滝運動公園内に2か所のトイレが整備され、公園全体のトイレの利便性が向上するものと考えております。

3ページをお開きください。

こちらは平面図及び立面図でございます。

上の図が立面図で、左の図が入り口から向かっての正面図、中央の図が側面図、右の図が背面図となっております。下の図が平面図であります。左側が男子トイレ、中央部がバリアフリートイレ、右側が女子トイレの配置となっております。男子トイレが大小各1基、女子トイレが2基、バリアフリートイレにつきましては、兼用トイレ1基のほかベビーチェアとベビーシート各1基設置する予定で、延べ床面積は17.48平方メートルとなります。新設トイレはユニットタイプであり、構造はP C鉄筋コンクリート造りであります。このユニットタイプとした理由につきましては、現

場施工に比べ工期が短縮できること、また、降雪地帯であるため耐用年数を考慮しまして決定しております。その他の設備としまして給水工事、浄化槽工事、電気設備工事を含んでおります。

最後に、4ページでございますが、新設トイレのイメージ図となります。

なお、本工事に係る費用の一部を特定財源のその他としまして企業版ふるさと納税を活用するものであり、事業につきましては繰越しにてお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

同じく7款1項1目土木総務費でございます。

8節は、仮称下草橋橋梁上部工工事に伴います橋梁上部工材料の工場検査実施に係ります職員2名分の旅費に要します費用でございます。12節は、口座誤りに伴います地図訂正業務のほか町道と隣接土地境界確認のための測量実施に要する費用、13節は仮称下草橋橋梁上部工材料の工場検査実施時の有料道路通行料等であります。

続きまして、7款2項1目道路維持費でございます。

16ページをお願いいたします。

14節は、町道滝ノ原線土側溝改修を含みます道路路肩、のり面などの修繕工事に要します費用をお願いするものでございます。

7款2項2目道路新設改良費は人件費の調整です。

7款2項4目交通安全施設整備事業費の15節は、町道吉田落合線4車線化に伴います視線誘導を行うため、縁石反射びょう、ポストコーンなどの購入に要する費用でございます。

7款4項1目都市計画総務費は人件費の調整です。

続きまして、7款4項4目土地区画整理事業費の27節につきましては、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

7款5項1目住宅管理費でございます。

17ページをお願いいたします。

12節は町営住宅の3階建て以上であります下町住宅2棟、蔵下住宅2棟、西原第一住宅3棟の中高層アパート合計7棟につきまして、建築基準法第12条の規定に基づき

定期的に建物の調査を実施し、特定行政庁でございます宮城県に対しまして報告することとなってございますことから、その調査報告に要する費用をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 長 （門間浩宇君）

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

続きまして、8款消防費1項3目消防施設費でございます。

13節につきましては、2款財産管理費でも説明いたしました吉岡コミュニティセンター道路に隣接いたします消防団上町・中町ポンプ庫の用地借上料につきまして、地価上昇相当分を増額いたすものでございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 （門間浩宇君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

次に、9款1項2目事務局費でございます。

3節時間外手当は、人事院勧告によるもののほか吉岡小学校建設などの業務増加に伴うものでございます。11節手数料は、令和6年4月より運用を予定しておりました小中学校の校務支援システム構築が前倒しで構築できる見込みでございますので、回線手数料及び令和6年1月から3月までのインターネット通信料をお願いするものでございます。

次に、2項小学校費3目施設整備費の12節の業務委託料は、吉田小学校の校庭南側と民家との境界に植栽されております、大分老木となっております松、桜、ヒノキ等約100本の伐採等に要する費用をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。

同じく12節の測量・設計・施工・管理委託及び18ページの3項中学校費の3目施設整備費の12節でございますが、近年の異常気象、猛暑などを考慮いたしまして小中学校校舎の全ての特別教室等にエアコンを整備するための設計費用をお願いするもので、設計の工期は入札の手続を含めまして約6か月を予定しておりますので明許繰越をお

願いするものでございます。

なお、エアコンの整備工事は国の補助事業を活用しての実施を計画しており、令和6年度の第一四半期には事業費を把握し補助金の概算要望をする必要がございます。また、エアコンの整備工事は令和7年度に計画をしているところでございます。同じく3項中学校費3目施設整備費につきましては、冬季の凍結等に備え10節の修繕料の増加が予想されますことから14節工事費と組替えを行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。

1節につきましては、文化行政推進事業費といたしまして第25回を迎えます原阿佐緒賞につきまして、近年応募いただいております参加作品の数が大きく増えておりますことから、応募作品のデータ入力や賞の選考のための資料作成などのためパートタイム会計年度任用職員を3か月分お願いいたすものでございます。3節につきましては、一般職員の人件費の調整のほか、学び支援コーディネーター等配置事業に係りますコーディネーターの期末手当の調整でございます。4節につきましても一般職員の人件費の調整のほか、原阿佐緒賞に係ります会計年度任用職員の社会保険料、同じく会計年度任用職員と学び支援コーディネーターの共済組合負担金でございます。8節につきましては、原阿佐緒賞に係ります会計年度任用職員の通勤手当でございます。

19ページをお願いいたします。

12節につきましては、生涯学習推進事業といたしまして、文化講演会講師派遣業務を当初予算におきまして委託料で計上いたしておりましたが、今年度は先月11月25日に文化講演会を開催いたしましたところですが、今回は講師派遣会社との契約ではなく講師個人との契約ということで、7節報償費での対応が必要となりましたことから急遽予備費を充当させていただいたところであり、12節で計上いたしておりました委託料を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長（村田晶子君）

続きまして、まほろばホールの歳出になります。

4目まほろばホール管理費でございます。

14節工事請負費であります。屋内消火栓ポンプ等更新工事の額確定によります減額と、上水道受水槽の止水弁が破損のため自動で停止ができなくなり緊急修繕が必要となったものです。既決予算で工事を施工しておりますが、新規でお願いするものです。よろしく願いいたします。

以上で、一般会計の説明を終わります。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第81号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和5年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,095万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,310万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は第1表によるものでございます。

第2条債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることのできる事項、期間及び限度額は第2表によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

第2表でございます。

債務負担行為は、システム補償、国民健康保険税通知書等の印刷・発送業務、特定保健指導等関連3件の計6件となり、期間はいずれも令和5年度から6年度となるも

のでございます。限度額は記載のとおりでございます。

事項別明細書40ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目1節は、歳入歳出予算額の調整による普通交付金の減額でございます。

6款1項1目2節は人件費調整として、6節は令和6年1月から開始が見込まれます出産被保険者に係ります産前・産後期間の国保税軽減分として一般会計から繰入れするものでございます。

7款1項1目は前年度からの繰越金となります。

41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目13節は、国民健康保険給付システム利用料の事業費確定により減額するものでございます。

2目18節は、オンライン資格確認等運営負担金額確定により減額するものでございます。

2款1項3目及び2項3目の18節は、今後の各療養費を見込み増額をお願いするものでございます。

42ページをお願いいたします。

3款1項から3項までの18節は、保険事業納付金額確定によりそれぞれ記載のとおり減額をお願いするものでございます。

7款1項3目22節は、保険給付費等の交付金確定に伴います精算として償還金の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (門間浩宇君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。あわせて、別冊大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書につきましてもご準備のほどお願いいたします。

議案第82号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,538万1,000円とするものでございます。

第2項といたしましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、31ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては32ページの「第2表債務負担行為」によるものでございます。

32ページの第2表債務負担行為をお願いいたします。

債務負担行為をお願いする事項につきましては、介護保険台帳システム保守業務から介護保険料通知書等印刷業務までの8項目でございます。令和6年4月1日から業務等を開始する事項につきまして本年度中に発注行為を行うもので、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、別冊事項別明細書の50ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、令和5年度歳出の保険給付費、居宅介護サービス給付等費並びに施設介護サービス給付等費の増減調整によります介護給付費の法定割合の負担金の減額補正をお願いするものでございます。

同じく2項1目調整交付金につきましては、介護給付費分の調整交付金、法定割合の負担金の増額補正をお願いするものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、介護予防等に関わります地域支援事業に対する交付金の増額補正をお願いするものでございます。

3目保険者機能強化推進交付金並びに4目保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組の実績見込みにより減額並びに増額の補正をお願いするものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費の法定割合の負担金の減額補正をお願いするものでございます。

同じく2目地域支援事業支援交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金か

らの地域支援事業交付金の追加交付によります増額補正をお願いするものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、県からの介護給付費の法定割合の負担金の増額補正をお願いするものでございます。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、県からの地域支援事業に対する交付金の追加交付によります増額補正をお願いするものでございます。

51ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの町負担としまして、1節は介護給付費の繰入金の減額を、2節は職員6名分の人件費調整による増額を、4節は地域支援事業の繰入金の増額補正をお願いするものでございます。

52ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費の12節は、令和6年度からの報酬改定に伴いますシステム改修業務の増額補正をお願いするものでございます。24節は、財政調整基金積立金の減額補正をお願いするものでございます。

同じく2項徴収費1目賦課徴収費の12節は、介護保険料の特別仮徴収通知書等の発送業務の増額補正をお願いするものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費の18節につきましては、居宅介護サービスや住宅改修費、さらには福祉用具費などの介護給付費の本年度上期の支出実績を参考に見込額を試算し減額補正をお願いするものでございます。

53ページをお願いいたします。

2目施設介護サービス給付等費の18節につきましては、まほろばの里たいわ、和風園などで施設介護サービスを利用している方々の本年度上期の支出実績を参考に見込額を試算し増額補正をお願いするものでございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費の18節につきましては、地域密着型の施設をご利用いただいている方々の本年度上期の支出実績を参考に見込額を試算し増額補正をお願いするものでございます。

2項1目高額介護サービス等費の18節につきましては、介護サービス利用の月計が高額になった方へ償還するため、同じく2目高額医療合算介護サービス費の18節につきましては、高額医療合算により個人負担が一定の割合を超えた方々に償還するもので、本年度上期の支出実績を参考に見込額を試算し増額補正をお願いするものでございます。

4 項 1 目特定入所者介護サービス等費の食糧費、部屋利用に係ります介護給付費の年度上期の支出実績を参考に見込額を試算し増額補正をお願いするものでございます。

54ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費 1 項 2 目介護予防ケアマネジメント事業費18節につきましても、本年度上期の支出実績を参考に見込額を試算し増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

それでは、議案書の33ページをお願いいたします。

議案第83号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

第1条は債務負担行為の設定でありまして、第1表によるものでございます。

議案書の34ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為でございます。

宮床財産区用務員業務につきましては、宮床基幹集落センター隣の建物につきましまして財産区管理員が利用させていただいておりますこと、また、宮床基幹集落センターの予約状況の問合せをこの施設で行っておりますことから、地域団体との折半により用務員業務を行っており、本年令和5年度の3月中に発注調達行為を行うため、債務負担行為についてのご承認をお願いするものでございます。限度額につきましては、平日の午前中分としまして36万円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第84号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でござ

います。

令和5年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,797万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は第1表によるものでございます。

第2条債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表によるものでございます。

37ページをお願いいたします。

第2表でございます。

債務負担行為は後期高齢者医療保険料通知書等の印刷、発送業務の計2件となり、期間はいずれも令和5年度から6年度となるものでございます。限度額は記載のとおりでございます。

次に、事項別明細書の62ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目1節は、一般会計からの事務費繰入金として人件費分及び事務費分を減額するものでございます。

4款1項1目1節は前年度からの繰越金でございます。

63ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款2項1目10節及び12節は、仮徴収額通知書封筒の印刷製本費、発送業務の委託料となり増額をお願いするものでございます。

2款1項1目18節は、県後期高齢者医療広域連合納付金として出納整理期間中に徴収した前年度の保険料分の納付金でございます。

4款1項1目は財源内訳の変更でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書38ページをお願いいたします。

議案第85号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和5年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,786万6,000円とするものでございます。

2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

続きまして、別冊の令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）をお願いいたします。

68ページでございます。

歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金は一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目総務管理費2節、3節、4節につきましては職員人件費の調整によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

それでは、議案書の40ページをお願いいたします。あわせまして、令和5年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第2号）、右下に令和5年12月1日提出と書かれた資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第86号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

第1条総則です。令和5年度大和町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。

令和5年度大和町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款下水道事業費用について65万7,000円を増額し、合計を9億23万8,000円とし、1 項営業費用については65万7,000円を増額し、8億5,126万9,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書中「1億8,280万1,000円」を「1億8,285万9,000円」に、「当年度損益勘定留保資金5,196万3,000円」を「当年度損益勘定留保資金5,202万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入について137万8,000円を増額し合計を4億8,139万4,000円とし、1 項企業債は80万円を増額し2億4,190万円、4 項国庫補助金は47万8,000円を増額し7,099万9,000円、5 項負担金等は10万円を増額し114万4,000円とするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出について143万6,000円を増額し合計を6億6,425万3,000円とし、1 項建設改良費については143万6,000円を増額し3億1,307万3,000円とするものであります。

議案書41ページをお願いいたします。

第4条の債務負担行為であります。

予算第5条に定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものであります。

債務負担行為の追加であります。

事項としまして、消費税申告業務のほか、記載の8事項につきまして期間限度額を定めるものであります。いずれも令和6年4月早々より業務が開始となり、必要な事務処理を今年度内に行うこととなりますことからお願いするものであります。期間につきましては、令和5年度から令和6年度となるものであります。

第5条の企業債であります。

予算第6条に定めた起債の限度額を「第1表企業債補正」のとおり変更するもの
あります。

議案書42ページをお願いいたします。

第1表企業債補正変更であります。

起債の目的は浄化槽整備事業で、1基増設に伴いまして限度額の補正前950万円を
補正後1,030万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のと
おりであります。

議案書41ページにお戻り願います。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものであります。

職員給与費について65万7,000円を増額し合計を3,393万8,000円とするものであり
ます。詳細につきましては、令和5年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書
(第2号)にあります令和5年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書でご説明いた
します。

74ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

支出であります。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管きょ費、2目処理施設等費及び3目浄化槽
費、節の給料から賞与引当金繰入額につきましては、職員人件費の調整によるもので
あります。

75ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入であります。

1款資本的収入1項企業債1目企業債、節の建設事業債につきましては、浄化槽整
備の1基に伴うものでございます。

4項国庫補助金1目国庫補助金、節の国庫補助金につきましても浄化槽整備の1基
増に伴うものでございます。

5項負担金等2目受益者分担金、節の受益者分担金につきましても浄化槽整備の1
基増に伴うものであります。

76ページをお願いいたします。

支出であります。

1款資本的支出1項建設改良費2目浄化槽費、節の工事請負費につきましては、浄

化槽整備 1 基分の増額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。あわせまして、令和5年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第2号）、右下に令和5年12月1日提出と書かれた資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第87号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

第1条総則です。令和5年度大和町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。

令和5年度大和町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款水道事業収益について640万5,000円を増額し合計を9億5,843万3,000円とし、1 項営業収益は50万円を増額し7億9,584万7,000円、2 項営業外収益は590万5,000円を増額し1億6,258万6,000円とするものであります。

支出であります。

1 款水道事業費用について91万9,000円を増額し合計を9億4,387万1,000円とし、1 項営業費用につきまして91万9,000円を増額し9億2,753万円とするものであります。

第3条の他会計からの補助金であります。

予算第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条「8,039万4,000円」を「8,343万5,000円」に改め、同条を第10条とするものであります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

予算第8条に定めた経費の金額を次のとおりに改め、同条を9条とするものであります。職員給与費について41万9,000円を増額し合計を4,863万6,000円とするものであります。

第5条につきましては、予算第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加えるものであります。

44ページをお願いいたします。

第5条の債務負担行為であります。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めるものであります。

事項としましては、水道施設監視システム通信料のほか、記載の11事項につきまして期間限度額を定めるものであります。いずれも令和6年度4月早々より業務などが

開始となり、必要な事務処理を今年度内に進めることとなりますことからお願いする
ものであります。期間につきましては、令和5年度から令和6年度までと記載してい
る事項が10件、令和5年度から令和8年度までの事業が1件であります。詳細につき
ましては、令和5年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第2号）にあります
令和5年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

81ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

収入であります。

1 款水道事業収益 1 項営業収益 2 目受託工事収益、節の受託工事収益につきましては
は、吉岡上町の信号機更新に伴いまして配水管移設工事負担金の増額に伴うものであ
ります。

2 項営業外収益 1 目他会計補助金、節の一般会計補助金につきましては、旧簡易水
道事業管理費の令和4年度決算確定により増額をお願いするものであります。

3 目開発負担金、節の負担金につきましては、10月末までの実績によりまして増額
をお願いするものであります。

82ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目浄配水費、節の給料から賞与引当金繰入額につ
きましては、職員人件費の調整に伴うものであります。

2 目受託工事費、節の工事請負費につきましては、吉岡上町交差点におけます信号
機更新に伴いまして、配水管移設工事におきまして現地確認により移設延長が増とな
るため工事費の増額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

続きまして、議案書45ページをお願いいたします。

議案第88号 指定管理者の指定についてでございます。あわせまして、別冊議案第
88号～第91号関係説明資料（指定管理者の指定について）の1ページをご参照願いま
す。

議案第88号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1 としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は「七ツ森陶芸体験館」でございます。

説明資料の1ページをご参照願います。

施設の名称及び位置につきましては記載のとおりであります。

2の指定管理者となる団体の名称は「百窯の里 七ツ森陶芸体験館管理会」であり、代表者及び所在地は記載のとおりでございます。

3の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。前回までは3年間でありましたが、指定管理者候補者選定委員会において中長期的な視点で成果を見る必要があるとのことから5年間が妥当とのご判断をいただいたところです。

4の募集方法につきましては非公募とし、5の非公募の理由であります。七ツ森陶芸体験館は、現在、「百窯の里 七ツ森陶芸体験館管理会」が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体は、開館当初から陶芸の指導と体験館の管理運営のために設立した組織体であり、これまでの指定管理者としての実績等からも町が求める水準を十分に満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

6の選定経過でございますが、説明資料の2ページをお開き願います。

令和5年11月6日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして、現在の指定管理期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募としたものでございます。

選定に当たりましては、大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類等を基に、選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町が求める水準を満たしておりますことから指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては、副町長を委員長としまして記載の11名でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

9の指定管理料の見込額につきましては年額452万4,000円でございます。

次に、議案書46ページをお願いいたします。

議案第89号 指定管理者の指定についてでございます。あわせて、説明資料の4ページをお願いいたします。

議案第89号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、ダイナヒルズ西部公園、ダイナヒルズ展望公園の2施設でございます。

説明資料4ページをお願いいたします。

施設の名称及び位置につきましては記載のとおりであります。

2の指定管理者となる団体の名称は、株式会社大和町地域振興公社であり、代表者名及び所在地は記載のとおりであります。

3の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までで、前回と同じ期間の3年間でございます。

4の募集方法につきましては非公募とし、5の非公募の理由であります。ダイナヒルズ公園は、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体につきましては町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行ってきております。これまでの公園管理を通じて得た知識と経験により施設の安全な維持管理を行い、町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定管理手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

6の選定経過につきましては、令和5年11月6日に開催しました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理

由により非公募としたものでございます。

選定に当たりましては、大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類等を基に選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町が求める水準を満たしておりますことから指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては副町長を委員長としまして11名でありましたが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興公社でありますことから記載の10名での選定委員会となったものでございます。

説明資料6ページをお願いいたします。

9の指定管理料の見込額につきましては年額204万4,000円でございます。

次に、議案書47ページをお願いいたします。

議案第90号 指定管理者の指定についてでございます。あわせまして、説明資料7ページをお開き願います。

議案第90号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

前議案と同規定により議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、セツ森ふれあいの里でございます。

説明資料の7ページをご参照願います。

施設の名称及び位置につきましては記載のとおりであります。

なお、2の指定管理者となる団体の名称から8の指定管理者候補者選定委員会の構成までにつきましては、前議案と同内容でございますので割愛させていただきます。

説明資料の9ページをお開き願います。

9の指定管理料の見込額につきましては年額219万9,000円でございます。

次に、議案書48ページをお願いいたします。

議案第91号 指定管理者の指定についてでございます。あわせまして、説明資料の10ページをお開き願います。

議案第91号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

前議案第89号及び90号と同規定により議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者の管理を行わせる公の施設の名称は、四十八滝運動公園でございます。

説明資料の10ページをご参照願います。

施設の名称及び位置につきましては記載のとおりであります。

2の指定管理者となる団体の名称から8の指定管理者候補者選定委員会の構成までにつきましては、前議案第89号及び90号と同内容でございますので割愛させていただきます。

説明資料の12ページをお開き願います。

9の指定管理料の見込額につきましては年額667万1,000円になります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書49ページ及び議案説明資料（議案第92号関係）をお願いいたします。

議案第92号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者といたしまして下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設名称でございます。記載の東下蔵公園から下段の流通平南公園までの29公園、5緑地の合計34施設でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称は、株式会社大和町地域振興公社でございます。

3. 指定の期間でございます。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年とするものでございます。

説明につきましては、別冊の説明資料により説明いたします。

説明資料1ページをお願いいたします。

1につきましては、先ほど説明しました29公園、5緑地の名称、位置等についての記載となっております。

2ページをお願いいたします。

2、3につきましては、先ほど説明しまして重複してございますので割愛させていただきます。

4. 募集の方法につきましては非公募としたものでございます。

5. 非公募の理由でございます。指定管理をお願いいたします施設につきましては、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理している施設となっております。また、新規に追加いたします公園につきましても当団体が随意契約により公園管理を実施しているところでございます。当団体は公園ごとの特性及び環境などを熟知しており、長年培ってきた技術や経験は指定管理業務に生かされるものでございます。このことから、これまでの実績等を踏まえ、町が求めます水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから当団体を指定管理者候補に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定によりまして非公募としたものでございます。

6. 選定経過でございます。本年11月6日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行ったものでございます。なお、次期指定管理者の選定方法につきましては前記の理由により非公募としたものです。

選定に当たりましては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づき、総合評価の結果及び関係書類などを基に選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから指定管理者の候補者と選定したものでございます。

3ページをお願いいたします。

7. 評価結果でございます。記載の5つの選定項目により、25点満点中、選定基準の15点以上となります20.2点という評価点となったものでございます。

8. 指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては記載のとおりとなっております。

9. 指定管理料の見込額につきましては、令和6年度から令和8年度までのいずれの年度も年額3,558万1,000円を見込んでいるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 (瀬戸正昭君)

続きまして、議案書50ページをお願いいたします。あわせまして、議案説明資料(議案第93号関係)のご準備をお願いいたします。

議案第93号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、原阿佐緒記念館、宮床宝蔵、旧宮床伊達家住宅、宮床歌の小径の4施設でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称は、宮床歴史の村保存会でございます。

3. 指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間となります。

改めまして議案説明資料でもご説明させていただきますので、説明資料の1ページをお願いいたします。

1. 施設の名称及び位置でございますが、名称につきましては先ほどご説明申し上げました4施設でございます。位置につきましては記載のとおりでございます。

2. 指定管理者となる団体の名称でございますが、宮床歴史の村保存会、代表者は会長の鈴木克芳氏でございます。所在地は記載のとおりでございます。

3. 指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。前回の指定期間と同年数でございます。

4. 募集期間でございますが、令和5年10月4日から同年11月3日までの1か月間で公募を行いました。

5. 応募団体につきましては、宮床歴史の村保存会の1団体でございます。

6. 選定の経過でございますが、令和5年7月10日開催の大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして、現在の指定期間全体を通した管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては公募としたものでございます。

令和5年11月6日に選定委員会を開催し、選定に当たっては、公募による応募は1団体でありましたが、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、提出された関係書類及び応募団体からの説明を基に、選定委員会において各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしていることから指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7. 指定管理料につきましては、令和6年分といたしまして、4施設合わせまして1,264万9,000円でございます。前回は1,179万8,000円でありましたので年間85万円ほど増加しておりますが、これは最低賃金の改定等による人件費の見直しや電気料等、

光熱水費等を考慮したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書51ページをお願いいたします。

議案第94号 大和町都市計画マスタープランについてであります。

大和町都市計画マスタープランを別冊のとおり定めることにつきまして、大和町議会基本条例第8条第2号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案第94号関係資料をお願いいたします。こちらの資料に基づきましてご説明をいたします。

現在の大和町都市計画マスタープランは、平成22年9月に策定し、計画目標年が2023年でありますことから、今回新たに改定するものとしたしまして策定するものであります。

1ページをお願いいたします。

1の計画の位置づけでございます。

大和町都市計画マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、宮城県が広域的な観点から都市計画の方針を定める「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と大和町第五次総合計画に即するとともに、大和町第五次国土利用計画などの関連計画と整合を図りながら都市計画づくりの方針として定めるものであります。

2のパブリックコメントの結果でございます。

今回の大和町都市計画マスタープランに当たりましては、大和町議会9月定例会議の全員協議会で概要を説明させていただいたところでございますが、その後、10月2日から10月16日までの15日間でパブリックコメントを行い、都市計画道路につきましてのご意見をいただいたものでございます。いただいたご意見は都市計画道路の推進に関することございまして、そのご意見につきましては今回のマスタープランに組み入れておりますことから現行どおりとしてございます。

次に、大和町都市計画マスタープランにつきまして、別冊に基づきまして説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

別冊の表紙の次のページをお願いいたします。

こちらにつきましては目次でございます。

今回の大和町都市計画マスタープランの構成を表したものとなっております。

第1章の基本的事項では、1の計画の位置づけから4の都市づくりの課題までを、第2章の全体構想は、1の都市の将来像と基本目標から4の分野別の都市づくり方針までを、第3章の地域別構想は、1の地域区分のほか、2の中央部地域から6の北東部地域までを、第4章の実現化方針では、1の協働の都市づくりの推進から3の都市計画マスタープランの評価・見直しについての構成となっております。

続きまして、別冊の1ページをお願いいたします。

第1章基本的事項となります。1の計画の位置づけは冒頭で説明させていただいたとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

2の計画の構成についてでございます。全体構想、地域別構想を中心に、それぞれを達成するための実現化方針から構成したのとなっております。

3. 計画の目標年次・対象区域でございます。今回の計画期間は10年後の令和15年を目標年次といたしまして、対象区域につきましては、都市計画区域だけではなく、国土利用計画と整合を図るものとして町全域としてございます。なお、社会情勢や住民ニーズの変化に対応するため、目標年次以前でございまして必要に応じまして見直しを図るものとしてございます。

3ページをお願いいたします。

4. 都市づくりの課題であります。課題といたしましては、3ページから6ページの①身近な暮らしを支える生活圈・公共交通網の形成、②圏域の産業・経済のけん引、地域の交流・賑わい創出、③災害に強く、しなやかで安全な地域づくり、④自然に優しく、快適な都市環境の創出の4項目について記載してございます。

7ページをお願いいたします。

第2章全体構想であります。

1. 都市の将来像と基本目標の将来像は総合計画と共通とし、「七ツ森の輝く緑元気なくらしが広がる 大和町～しあわせめぐるまち たいわ～」としてございます。

8ページは、総合計画の分野別施策との関係を表したのとなっております。

9ページをお願いいたします。

4つの都市づくりの課題に対しまして、それぞれ記載の4つの目標としているものでございます。

10ページをお願いいたします。

2. 将来人口でございます。国立社会保障・人口問題研究所の手法で算出したしますと令和15年では2万7,800人となるものでございますが、総合計画では目標人口を令和13年で3万人としてございますことから、本計画でも目標人口は3万人とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

3. 将来都市構造でございます。4つの基本目標を踏まえ、記載の考え方に基づき設定したものであります。

12ページをお願いいたします。

12ページに示した図は本町の将来構造図となります。従来の都市計画マスタープランの土地利用配置計画図をベースに表したものとなっております。

15ページをお願いいたします。

4. 分野別の都市づくり方針であります。分野別の都市づくり方針は、15ページから30ページに記載いたしました土地利用、都市施設・生活サービス、都市防災、環境・景観等の4つの方針といたしまして必要事項をそれぞれ表しているものになってございます。

31ページをお願いいたします。

第3章地域別構想であります。

1. 地域区分といたしましては国土利用計画の区分と同様としておりまして、吉岡地区中心の中央部地域、吉田宮床地区の西部地域、小野、もみじヶ丘、柱の丘、テクノヒルズ、学苑地区の南部地域、鶴巣落合地区の東部地域、北部工業団地中心の北東部地域の5地域として区分してございます。

32ページから35ページは2の中央部地域、36ページから39ページは3の西部地域、40ページから43ページは4の南部地域、44ページから47ページは5の東部地域、48ページから50ページは6の北東部地域を、それぞれ地域の位置づけ、基本的な考え方のほか、都市づくりの4つの方針図を表しながら記載しているものとなっております。

続きまして、51ページをお願いいたします。

第4章実現化方針であります。

1. 協働の都市づくりの推進であります。本計画は、将来の都市像を明確にし、個別の都市計画を示す指針としての役割を果たすものとなっております。その実現には都市づくりに関わる住民皆様や地域、各種団体、事業者などの協力が必要となるものでございます。そのためには情報の共有、提案を受ける機会の充実などが必要とな

っております。住民皆様や地域、各種団体、事業者との協働による取組を推進していくものとしてございます。

右上の記載の図は、連携・協働のイメージ図となっております。住民皆様・地域は都市づくりの理解や協力、事業者・大学は人材活用による対話・交流機会の創出、行政は幅広い分野との連携・協力体制の構築により、おのおの連携・協働を行い進めるものとしてございます。

52ページをお願いいたします。

2. 社会情勢を踏まえた開発と維持管理です。ニーズに即した市街地開発の推進を進めるほか、長期的展望の下で維持管理の項目について記載しているものでございます。

53ページをお願いいたします。

3. 都市計画マスタープランの評価・見直しであります。本計画は10年という長いスパンの方針となりますことから、PDCAサイクルで評価しながら見直すことといたしまして、第2章の全体構想で示しました都市づくりの基本目標の観点でモニタリングする指標として設定するものとしてございます。なお、指標につきましては、SDGsへの貢献度をはかる一つの尺度となるように設定したものであります。

53ページの下段には、基本目標1に関連いたしますSDGsに基づき目標指数を記載してございます。

54ページをお願いいたします。

こちらには基本目標2、3、4の関連いたしますSDGsに基づき目標指数を記載しているものとなっております。

55ページ以降は用語の解説を記載しているものでございます。

以上が大和町都市計画マスタープランについての説明となります。よろしくお願いいたします。

議長 (門間浩宇君)

以上で、議案第76号から議案第94号までの説明を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は明後日7日の午後1時30分です。

大変お疲れさまでございました。

午後4時45分 延 会